



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……(市立病院総務課)……5
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……(財政課)……6
- 大和高田市行政財産使用料条例……(財産管理課)……10
- 大和高田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例……(生涯学習課)……12
- 大和高田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例……(青少年課)……12
- 大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例……(商業高校事務管理課)……12

規則

- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(人事課)……13
- 大和高田市補助金交付規則の一部を改正する規則……(企画法制課)……14
- 大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則……(市立病院総務課)……15
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(人事課)……31

訓令

- 大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令……(保育課)……36
- 大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令……()……36
- 大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令……(地域包括支援課)……37

告示

- 財政援助的な委託料についての事務取扱要領の一部を改正する告示……(企画法制課)……37
- 職権による消除……(市民課)……37
- 公示送達……(収納対策室)……38
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……(人事課)……38
- 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……(市立病院総務課)……39
- 職権による消除……(市民課)……39
- 引取りのない自転車等の処分……(生活安全課)……39
- 大和高田市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示……(社会福祉課)……40
- 平成26年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表……(財政課)……40
- 大和高田市職員等の通勤用自動車の駐車に関する要綱……(財産管理課)……76

○使用料収納事務委託の告示	(環境衛生課)	80
○し尿くみ取り手数料集金事務委託の告示	(環境衛生課)	80
○職権による消除	(市民課)	80
○指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定	(社会福祉課)	81
○平成26年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(税務課)	81
○放置自転車等の移動・保管	(生活安全課)	81
○平成26年度固定資産の評価等の固定資産課税台帳への登録	(税務課)	82
公告		
○農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	82
教育委員会		
○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	(教育総務課)	82
○大和高田市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則	(生涯学習課)	86
○大和高田市教職員等の私有自動車等の公務使用に関する要綱	(教育総務課)	86
○大和高田市立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱	(青少年課)	91
○大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱	(教育総務課)	93
○教育委員会3月臨時委員会の招集	()	97
○教育委員会3月臨時委員会の招集	()	97
選挙管理委員会		
○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	97
○農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数	()	97
農業委員会		
○農業委員会4月定例委員会の招集	(農業委員会)	98
公営企業		
○大和高田市水道事業会計規程の一部を改正する規程	(水道総務課)	98
○大和高田市水道事業行政財産使用料規程の一部を改正する規程	()	114
○大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程	()	115
○水道料金等の収納事務の委託	()	118

公布された条例のあらまし

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

市立病院に勤務する職員に支給する新たな特殊勤務手当を創設するとともに、市立病院又は天満診療所に常時勤務する医師に支給する特殊勤務手当のうち研究調査手当の支給基準を引き上げ、特殊勤務手当の支給要件である医師免許取得後の年数についての算定基準を見直すものです。

2 改正の内容

- ① 市立病院に勤務する職員のうち規則で定めるものに支給する特殊勤務手当を新たに創設します。（第34条関係）
- ② 市立病院等に勤務する医師に支給する研究調査手当の支給基準の整備を行います。

改正前	改正後
医師免許取得後3年以上 月額110,000円	医師免許取得後3年以上で ・在職10年未満→月額110,000円 ・在職10年以上→月額140,000円

- ③ 医師免許取得後の年数の算定基準の整備を行います。

改正前	改正後
特殊勤務手当を支給する各年度の4月1日を基準日とする。	医師免許を取得した年の4月1日を基準日とする。

3 施行期日

平成26年4月1日

◇社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 理由

消費税及び地方消費税が引き上げられることに伴い、公の施設の使用料等を引き上げるものです。

2 内容

公の施設の使用料等の改定を行うため、関係条例を次のとおり改正します。

条例	改正の概要
○大和高田市青少年会館設置条例	一部を除き、会館の体育館の使用料を引き上げます。
○大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例	生活系廃棄物のうち、処理施設に自ら搬入されるもの及び事業系一般廃棄物の処分に係る手数料を引き上げます。
○大和高田市総合公園施設条例	テニスコートの照明設備、多目的グラウンド、多目的グラウンドの照明設備、多目的室及び屋内プールの使用料を引き上げます。
○大和高田市下水道条例	消費税率を引き上げます。100分の105→100分の108
○大和高田市水道事業給水条例	消費税率を引き上げます。100分の105→100分の108
○大和高田市・葛城コミュニテ	施設の使用料を引き上げます。

イセンター条例	
○大和高田市運動場条例	第二健民運動場夜間照明の使用料を引き上げます。
○大和高田市立総合体育館条例	競技場専用使用料及び競技場個人使用料の一部を引き上げます。
○大和高田市立武道館条例	一部を除き、武道館の使用料を引き上げます。
○大和高田市文化会館条例	施設の使用料を引き上げます。
○大和高田市浮舞台条例	桜華殿の使用料を引き上げます。

3 施行期日

平成26年4月1日

◇大和高田市行政財産使用料条例

1 理由

地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用について徴収する使用料に関し、必要な事項を定めるものです。

2 内容

行政財産の目的外使用に係る使用料の算定方法、徴収、減免等について規定します。

3 施行期日

平成26年4月1日

◇大和高田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次一括法）の公布による「社会教育法」の一部改正により、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとなったため、社会教育委員の委嘱の基準を定めるものです。

2 改正の内容

社会教育委員の委嘱基準を次のとおり追加します。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

3 施行期日

平成26年4月1日

◇大和高田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次一括法）の公布による「地方青少年問題協議会法」の一部改正に伴い、青少年問題協議会の会長と委員の要件に係る規定が廃止されることとなったことから、これらに係る規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

①第3条第2項関係

改正後	現行
-----	----

会長は、市長をもって充てる。

会長は、法第3条の規定に基づき、市長をもって充てる。

②その他規定の整備を行います。

3 施行期日

平成26年4月1日

◇大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、大和高田市立高田商業高等学校の授業料を徴収するため、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

- ① 学年の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者の授業料の額について、現に在学した月数に応じて授業料の年額を月割計算した額とします。(第2条関係)
- ② 授業料の徴収期日を学期単位に明記された納期限から教育委員会が指定する期日に変更します。(第3条関係)
- ③ 授業料の不徴収制度を廃止するため、大和高田市立高田商業高等学校の授業料の特例に関する条例(平成22年条例第28号)を廃止します。(附則第2項関係)
- ④ 施行日前から引き続き高等学校に在学している生徒については、従前の制度を適用する経過措置について規定します。(附則第3項及び第4項関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

条 例

条例第1号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月19日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第34条に次の1項を加える。

- 5 前各項に定めるもののほか、市立病院に勤務する職員のうち市長が規則で定めるものがその有する規則で定める資格等を活用して業務に従事したときは、1月につき50,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額を支給する。

第36条の19第1項第2号を次のように改める。

(2) 研究調査手当(医師免許取得後の年数が3年以上の者に限る。)

ア 在職期間が10年未満の者 月額 110,000円

イ 在職期間が10年以上の者 月額 140,000円

第36条の19第2項中「手当を支給する各年度」を「医師免許を取得した年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に始まる勤務に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前に始まった勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

条例第2号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大和高田市青少年会館設置条例の一部改正)

第1条 大和高田市青少年会館設置条例(昭和55年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「900円」を「920円」に、「1,500円」を「1,540円」に改める。

(大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成11年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「65円」を「67円」に改める。

(大和高田市総合公園施設条例の一部改正)

第3条 大和高田市総合公園施設条例(平成17年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表1テニスコートの使用料の項中「500円」を「510円」に改め、同表2多目的グラウンドの使用料の項中「2,000円」を「2,050円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「5,000円」を「5,130円」に、「12,500円」を「12,850円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同表3多目的室の使用料の項中「600円」を「610円」に改め、同表4屋内プールの使用料の項中「

個人使用	500円
------	------

」を

「

個人使用	510円
------	------

」に、「2,50

0円」を「2,570円」に改める。

(大和高田市下水道条例の一部改正)

第4条 大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大和高田市水道事業給水条例の一部改正)

第5条 大和高田市水道事業給水条例(昭和33年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項及び第36条の2第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大和高田市・葛城コミュニティセンター条例の一部改正)

第6条 大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(平成7年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

施設使用料

使用区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から
------	--------	--------	--------	--------

施設名	正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで
大広間	3,700円	6,170円	6,170円	16,040円
和室A	1,540円	2,570円	2,570円	6,680円
和室B	1,850円	3,080円	3,080円	8,010円
茶室	1,230円	2,050円	2,050円	5,330円
小ホール	3,080円	5,140円	5,140円	13,360円
会議室A	920円	1,540円	1,540円	4,000円
会議室B	1,230円	2,050円	2,050円	5,330円
料理実習室	2,460円	4,110円	4,110円	10,680円

(大和高田市運動場条例の一部改正)

第7条 大和高田市運動場条例(昭和27年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「6,170円」に改める。

(大和高田市立総合体育館条例の一部改正)

第8条 大和高田市立総合体育館条例(昭和57年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

競技場専用使用料

使用区分		午前	午後	夜間	全日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 21時まで
施設名 主競技場	全面	3,080円	4,110円	6,170円	12,340円
	半面	1,540円	2,050円	3,080円	6,170円
サブ競技場		1,020円	1,540円	2,050円	4,110円
トレーニング室及び 相撲場		2,050円	3,080円	4,110円	6,170円

別表第2中「350円」を「360円」に改める。

(大和高田市立武道館条例の一部改正)

第9条 大和高田市立武道館条例(平成3年条例第10号)を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

武道館使用料

使用料			午前	午後	夜間	全日
			9時~12時	13時~17時	18時~21時	9時~21時
区分 専用 使用	第1道場	全面	2,050円	2,570円	4,110円	8,220円
		半面	2,050円	2,570円	4,110円	8,220円
	第2道場	全面	4,110円	5,140円	8,220円	16,450円
個人使 用	第1道場	150円	200円	250円	460円	
	第2道場	150円	200円	250円	460円	

備考 1 使用者の住所(団体及び法人にあつては、その事務所)が市外であるときは、使用料の10割相当額を加算する。

2 区分のうち半面とは、道場の床面の2分の1以下をいう。

3 附属施設及び器具の使用料については、教育委員会規則で定める。

(大和高田市文化会館条例の一部改正)

第10条 大和高田市文化会館条例(平成7年条例第26号)を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

1 施設及びその使用料

(単位:円)

施設区分		使用区分 曜日 及び 室区分 等	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日	
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:30	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30	
大ホール	入場料無料 ～1,000円		平日	17,480	23,650	41,130	30,850	54,500	71,980
			土・日休日	20,570	28,800	49,370	37,020	65,820	86,390
	1,001円以上 の入場料等を 徴収する 場合の 使用料	1,001円 ～ 3,000円	平日	22,620	30,850	53,470	40,110	70,960	93,580
			土・日休日	26,740	37,020	63,760	48,340	85,360	112,100
		3,001円 ～ 5,000円	平日	27,770	38,050	65,820	49,370	87,420	115,190
			土・日休日	32,910	45,250	78,160	59,650	104,900	137,810
	5,001円 以上	平日	34,970	47,310	82,280	61,710	109,020	143,990	
		土・日休日	42,170	56,570	98,740	74,050	130,620	172,790	
	準備・練習等		平日	8,740	11,820	20,560	15,420	27,240	35,980
			土・日休日	10,280	14,400	24,680	18,510	32,910	43,190
	リハーサル室	リハーサルに使用		3,080	3,080	4,110	3,080	4,110	5,140
		リハーサル以外に使用		5,140	5,140	10,280	5,140	10,280	15,420
	楽屋	1		2,050	2,050	3,080	2,050	3,080	4,110
		2		1,020	1,020	1,540	1,020	1,540	2,050
3		1,020	1,020	1,540	1,020	1,540	2,050		
4		1,020	1,020	1,540	1,020	1,540	2,050		
小ホール	入場料無料 ～500円		平日	7,200	10,280	17,480	13,370	23,650	30,850
			土・日休日	8,220	12,340	20,560	16,450	28,790	37,010
	501円以上 の入場料 等を徴 収する 場合の 使用料	501円 ～ 2,000円	平日	10,280	15,420	25,700	20,570	35,990	46,270
			土・日休日	12,340	18,510	30,850	24,680	43,190	55,530
	2,001円 以上	平日	14,400	20,570	34,970	26,740	47,310	61,710	
		土・日休日	17,480	24,680	42,160	31,880	56,560	74,040	
	準備・練習等		平日	3,600	5,140	8,740	6,680	11,820	15,420
			土・日休日	4,110	6,170	10,280	8,220	14,390	18,500
	楽屋	1		1,020	1,020	1,540	1,020	1,540	2,050
		2		1,020	1,020	1,540	1,020	1,540	2,050
レセプションホール	入場料無料 ～4,999円		平日	8,220	12,340	19,540	15,420	26,740	33,940
			土・日休日	10,280	14,400	23,650	18,510	31,880	41,140
	5,000円 以上	平日	12,340	18,510	29,820	23,650	40,110	51,420	
		土・日休日	14,400	22,620	34,970	28,800	49,370	61,710	
展示ホール	入場料無料 ～999円		平日	7,200	8,220	14,400	11,310	17,480	23,650
			土・日休日	8,220	10,280	17,480	13,370	21,600	28,800
	1,000円 以上	平日	9,250	10,280	18,510	14,400	22,620	30,850	
		土・日休日	11,310	12,340	22,620	17,480	26,740	37,020	
会議室			2,050	3,080	5,130	4,110	7,190	8,220	
和室			1,540	1,850	3,390	2,050	3,900	5,140	

- 備考 1 施設使用料の入場料の区分は、1人当たりの最高額をいう。
 2 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 (1) 入場料を徴収する場合
 (2) 会費を徴収する場合
 (3) 会員制度により会員を招待する場合
 (4) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 (5) その他これらに準ずる場合
 3 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
 4 レセプションホールの使用者がパントリー（配膳室）を使用する場合の使用料は、レセプションホール使用料の100分の110に相当する額とする。
 5 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の1時間当たりの使用料の100分の150に相当する額とする。
 6 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

2 附属設備及びその使用料

教育委員会が規則で定める附属設備については、当該規則で定める額
 (大和高田市浮舞台条例の一部改正)

第11条 大和高田市浮舞台条例（平成11条例第5号）を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

桜華殿使用料

(単位：円)

使用時間	9：00 ～13：00	13：00 ～17：00	17：00 ～21：00	9：00 ～17：00	13：00 ～21：00	9：00 ～21：00
使用料金	4,110	4,110	5,140	6,170	8,220	10,280

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 第1条の規定による改正後の大和高田市青少年会館設置条例別表の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に申請したこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の体育館の使用に係る使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後の体育館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
 3 第2条の規定による改正後の大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に行うごみの収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前に行ったごみの収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。
 4 第3条の規定による改正後の大和高田市総合公園施設条例別表の規定は、公布日以後に申請した施行日以後のテニスコートの照明設備、多目的グラウンド、多目的グラウンドの照明設備、多目的室及び屋内プールの使用に係る使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後のテニスコートの照明設備、多目的グラウンド、多目的グラウンドの照明設備、多目的室及び屋内プールの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
 5 第4条の規定による改正後の大和高田市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権

利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を、前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定されるまでの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときはこれを1月とする。

- 6 第5条の規定による改正後の大和高田市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を、前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定されるまでの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときはこれを1月とする。
- 7 第6条の規定による改正後の大和高田市・葛城コミュニティセンター条例別表の規定は、公布日以後に申請した施行日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 8 第7条の規定による改正後の大和高田市運動場条例別表の規定は、公布日以後に申請した施行日以後の夜間照明施設の使用に係る使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後の夜間照明施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 9 第8条の規定による改正後の大和高田市立総合体育館条例別表第1及び別表第2の規定は、公布日以後に申請した施行日以後の競技場の使用に係る使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後の競技場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 10 第9条の規定による改正後の大和高田市立武道館条例別表の規定は、公布日以後に申請した施行日以後の武道館の使用に係る使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後の武道館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 11 第10条の規定による改正後の大和高田市文化会館条例別表の規定は、公布日以後に申請した施行日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 12 第11条の規定による改正後の大和高田市浮舞台条例別表の規定は、公布日以後に申請した施行日以後の桜華殿の使用に係る使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後の桜華殿の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

条例第3号

大和高田市行政財産使用料条例をここに公布する。

平成26年3月19日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用につき徴収する使用料(以下「使用料」という。)に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 使用料は年額とし、財産の種類及び使用の状況により、次に定めるところによる。

- (1) 土地を使用させる場合には、市長の評定した土地の価額に100分の3を乗じて得た額とする。
- (2) 建物を使用させる場合には、市長の評定した建物の価額に100分の5を乗じて得た額に、前号の規定により算定した当該建物の敷地の使用料相当額を加算した額とする。
- (3) 建物の一部を使用させる場合には、前号の規定により算定した当該建物の全部についての使用料相当額に、当該建物の延床面積に対する当該使用部分の割合を乗じて得た額とする。
- (4) 電柱、看板等工作物を設置するため行政財産を使用させる場合で、大和高田市道路占用料条例(昭和31年条例第7号)別表に掲げる占用物件に該当するものの使用料の額は、前3号の規定にかかわらず、同条例の規定の例により得た額とする。
- (5) 前各号の規定により難しい場合は、実情に応じて市長が定める。

2 前項第1号から第3号までの規定により使用料を算出する場合において、使用期間に1年未満の端数が生じる場合は月割りにより算出し、1月未満の端数が生じる場合は日割りにより算出する。

3 第1項第1号から第3号までの規定により算出して得た1件の使用料の額が100円未満であるときは、その使用料は100円とし、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

4 市長は、当該行政財産の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の経費について別に徴収することができる。

(使用料の納付)

第3条 行政財産の使用の許可を受けた者は、使用前にその使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員等の駐車のための使用料の額)

第4条 前2条の規定にかかわらず、職員等が通勤のため行政財産を駐車場として使用する場合の使用料の額は、月額とし、その使用料の額及び納付の方法については市長が別に定める。

(使用料の減額又は免除)

第5条 行政財産の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき、その他特別の理由があると認めるときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

(読替規定)

第9条 教育委員会の所管に係る行政財産については、この条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に有償で行政財産の目的外使用を許可している場合の使用料は、この条例によって徴収する使用料とみなし、無償で行政財産の目的外使用を許可している場合に使用期間が定められているときはその期間、使用期間の定めのないときはこの条例の施行の日から1年間、第5条の規定により使用料を免除したものとみなす。
（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。
第21条に次の1号を加える。
（6） 職員が通勤のために使用する自動車の駐車場に係る使用料

条例第4号

大和高田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市社会教育委員に関する条例（昭和24年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1号を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条例第5号

大和高田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

大和高田市青少年問題協議会設置条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条第2項中「、法第3条の規定に基づき」を削る。

第6条中「庶務は」の次に「、大和高田」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条例第6号

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改

正する。

第2条ただし書を削り、同条第1号及び第2号中「年額」を「年額」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 学年の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者（以下この条において「中途者」という。）の授業料の額は、その者が当該学年中において現に在学した月数に応じて前項各号に規定する授業料の年額を月割計算した金額とする。
- 3 中途者の就学日数が月の日数に満たないときは、これを1月として計算するものとする。

第3条中「及び徴収期日」を削り、同条の表を次のように改める。

学期	市内在住者	市外在住者
第1学期	45,000円	49,500円
第2学期	36,000円	39,600円
第3学期	27,000円	29,700円

第3条に次の1項を加える。

- 2 授業料は、教育委員会が指定する期日までに納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(大和高田市立高田商業高等学校の授業料の特例に関する条例の廃止)
- 2 大和高田市立高田商業高等学校の授業料の特例に関する条例（平成22年条例第28号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例による改正後の大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者に係る授業料の徴収について適用し、施行日前から引き続き在学する者に係る授業料の徴収については、前項の規定により廃止される条例の例による。
- 4 施行日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者で施行日以後に商業高等学校に転学するものに係る授業料の徴収については、附則第2項の規定により廃止される条例の例による。

規 則

規則第2号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成19年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「は「100分の10」を「は「100分の14」に、「100分の7」を「100分の11」に、「100分の5」と、「100分の5」とあるのは「100分の3」を「100分の8」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則第6号

大和高田市補助金交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市補助金交付規則の一部を改正する規則

大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(補助事業)」に改める。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第4条に次の1項を加える。

3 市長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第13条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第14条中「第12号」を「第11号」に改める。

第16条第2項中「様式第13号」を「概算払(精算)(様式第12号)」に改める。

第17条第1項中「の交付(以下「概算払」という。)を」を「を概算により事前に交付(以下「概算払」という。)」に改め、同条第2項中「様式第13号」を「精算」に改め、同条第3項中「精算(様式第13号)を「概算払(精算)」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第13条の規定により実績報告を行う際に、補助金精算調書(様式第13号)を提出しなければならない。

第17条に次の2項を加える。

5 市長は、第14条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書(精算)(様式第14号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

6 市長は、前項の規定による返還命令に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

第18条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第4条第3項各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

第19条第1項中「第14号」を「第15号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の」を「前項の規定による」に、「請求」を「命令」に改め、同項を同条第2項とする。

様式第1号中

「② 収支予算書
③ 前年度決算書
(④ 実施設計書)」を

「② 収支予算書
(③ 実施設計書)」に改める。

様式第11号を削り、様式第12号を様式第11号とし、様式第13号中「第16条関係」を「第16条及び第17条関係」に改め、同様式を様式第12号とし、様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第13号(第17条関係)

補助金精算調書

交付決定補助金額	交付済補助金額	差引精算額
円	円	円

様式第14号を第15号とし、様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第14号(第17条関係)

補助金返還命令書(精算)

第 号
年 月 日

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名 様

大和高田市長 印

補助金の返還命令について

このことについて、大和高田市補助金交付規則第17条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 円
- 既交付金額 金 円
- 交付確定金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還理由
- 4 返還方法

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の大和高田市補助金交付規則の規定は、平成26年度予算において交付する補助金に係るものから適用する。

規則第7号

大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月6日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則

大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則(平成19年規則第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 予算(第75条-第82条)」を

「第8章 引当金(第75条)

第9章 予算(第76条-第83条)」に、「第9章」を「第10章」に、「第83条-第86条」を「第84条-第87条」に、「第10章」を「第11章」に、「第87条・第88条」を「第88条・第89条」に改める。

第2条第2項ただし書及び第5条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第9条中「総務企画課長」を「所管課長」に改める。

第11条第1項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 予算執行整理簿
- (4) 現金出納日報
- (5) 収入月計表

第11条第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 支出月計表

第11条第3項中「総務企画課長」を「所管課長」に改める。

第13条中「総務企画課長」を「総務課長」に、「速やかに」を「直ちに」に改める。

第15条第2項中「総務企画課長」を「総務課長」に、「収入予算整理簿及び収入調定簿」を「収入月計表」に改める。

第20条第1項中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同条第2項中「現金出納簿」を「予算執行整理簿」に改める。

第22条、第24条並びに第26条第1項及び第3項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第27条第1項中「総務企画課長」を「総務課長」に、「支出予算整理簿」を「支出月計表」に改め、同条第2項中「現金出納簿」を「予算執行整理簿」に改める。

第28条第4項及び第5項、第32条、第35条第1項及び第2項並びに第36条中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

第44条、第46条、第47条第1項中「総務企画課長」を「管理課長」に改める。

第49条第2項中「前条」を「前項」に、「総務企画課長」を「管理課長」に改め、同条第3項中「総務企画課長」を「管理課長」に改め、「前項の」の次に「前項の規定による」を加える。

第50条、第51条第1項、第56条第1項及び第57条第2項中「総務企画課長」を「管理課長」に改める。

第60条各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加え、同条第1号中「並びに耐用年数」を「、耐用年数」に改め、「備品」の次に「並びにリース資産」を加え、同条第2号中「及び施設利用権」を「、施設利用権」に改め、「もの」の次に「及びリース資産」を加え、同条第3号を次のように改める。

- (3) 投資その他の資産 投資有価証券、長期貸付金及び基金をいう。

第61条第4号中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第62条第1項、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項、第66条から第68条までの規定、第69条第1項及び第70条第1項中「総務企画課長」を「管理課長」に改める。

第71条第1項中「総務企画課長」を「管理課長」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「管理課長」に改め、同条第3項中「総務企画課長」を「管理課長」に改める。

第74条中「総務企画課長」を「管理課長」に、「第8条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第88条を第89条とする。

第87条中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同条を第88条とする。

第10章を第11章とする。

第86条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第86条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) キャッシュ・フロー計算書

第9章中第86条を第87条とする。

第85条中「総務企画課長」を「総務課長」改め、同条を第86条とする。

第84条中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第84条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 引当金の計上

(6) 未収金の欠損処分による整理

第84条を第85条とし、第83条を第84条とする。

第9章を第10章とする。

第82条第1項中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、第8章中同条を第83条とする。

第81条第2項中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同条を第82条とする。

第80条第1項中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同条を第81条とし、第79条を第80条とし、第78条を第79条とし、第77条を第78条とする。

第76条中「、指定」を「指定」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第76条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第76条を第77条とし、第75条を第76条とする。

第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第75条 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全企業職員(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	備考		
病院事業収益	医業収益			病院事業の総収益		
				主たる医業活動から生じる収益		
		入院収益				
			入院収益			
		外来収益				
			外来収益			
		その他医業収益				
			室料差額収益	病室の差額使用料収入		
			公衆衛生活動収益	集団健康診断、予防接種等公衆衛生活動に係る収益		
			医療相談収益	個人的な健康診断、人間ドック及び指導料収益		
			受託検査施設利用収益	受託検査収益、医療設備等を他の医療機関に利用させた場合の収益等		
			補助金	医業費用の補助の目的で交付された県及び国庫補助金等		
			他会計負担金	法第17条の2の規定に基づき、一般会計から受け入れた負担金		
			その他医業収益	新生児衣料使用料、文書料、クレール使用料、治療材料等		
			雑収益	雑収益		
		医業外収益				財務活動に伴う収益その他主たる医業活動以外の原因から生じる収益
			看護専門学校収益			
				他会計補助金	看護専門学校運営費一般会計補助金	
				補助金	国、県補助金	
			受験料収益			
			授業料収益			
			入学金収益			
	受取利息及び配当金					
			預金利息	普通預金、定期預金等の利子		
			基金利息			
			貸付金利息			
			有価証券利息			
		配当金				
	他会計補助金					
		他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの			
	補助金					
	補助金	医業費用の補助の目的で交				

	他会計負担金	一般会計負担金	付された国庫補助金等 法第17条の2の規定に基づき、一般会計から受け入れた負担金
	負担金交付金	負担金	上記以外の収益的支出を負担することを目的とする負担金
		交付金	法令その他により、他の団体の事業を受託執行し、その費用を交付されたもの
	訪問看護ステーション収益		訪問看護事業から生じる収益
		訪問看護負担金	
	患者外給食収益		
		患者外給食収益	
	長期前受金戻入		
		長期前受金戻入	地方公営企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち医業外収益として整理するもの
	その他医業外収益		
		有価証券売却収益	有価証券の売却代金
		不用品売却収益	
		その他医業外収益	電気使用料、ガス使用料電話使用料等医業収益に属さない収益、雑収益
	消費税及び地方消費税還付金		
		消費税及び地方消費税還付金	
	特別利益		当年度の経常的利益から除外すべき利益
		固定資産売却益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	過年度損益修正益		
		過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
	その他特別利益		
		その他特別利益	
費用勘定			

款	項	目	節	
病院事業費用	医業費用			病院事業の総費用
				主たる医業活動から生じる費用
		給与費		
			給料	
			手当	
			賞与引当金繰入額	事業年度末に在籍する職員に対して支給が見込まれる期末手当・勤勉手当のうち、当事業年度の負担に属する支給対象期間相当分
			賃金	
			報酬	
			法定福利費	地方公務員共済組合事業主負担金及び地方公務員災害補償負担金等
			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
		材料費		
			薬品費	
			診療材料費	
			給食材料費	
			医療消耗備品費	診療用具等に対応年数1年未満のもの費用
		経費		
			報償費	
			賃金	
			厚生福利費	職員に対する法定外福利費
			旅費交通費	業務に係る出張旅費
			職員被服費	職員に貸与する白衣、予防衣、診療衣等の費用
			消耗品費	事務用、管理用などに使用するものであって、1年以内に消耗するもの
			消耗備品費	用具等で、減価償却を必要としないものの費用
			光熱水費	
			燃料費	
			食糧費	
			印刷製本費	
	修繕料			
	修繕引当金繰入額			
	原材料費			
	保険料			
	手数料			

		賃借料	
		委託料	
		通信運搬費	
		交際費	
		諸会費	
		広告料	
		貸倒引当金繰入額	
		雑費	
	減価償却費		
		建物減価償却費	
		構築物減価償却費	
		器械備品減価償却費	
		車両減価償却費	
		放射線同位元素減価償却費	
		リース資産減価償却費	耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く償却額
		その他有形固定資産減価償却費	
		無形固定資産減価償却費	
	資産減耗費		
		たな卸資産減耗費	貯蔵品の破損及び変質等による減耗損
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
	研究研修費		
		研究材料費	研究材料費用
		謝金	研究研修のため招聘した講師に対する謝礼金
		図書費	研究研修用図書代
		旅費	学会、学術講習会出席のための旅費
		研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会出席会費等上記の科目に属さないもの
		負担金	研究研修のための負担金
	医業外費用		主たる医業活動以外の原因から生ずる費用
	看護専門学校費		
		給料	
		手当	
		賞与引当金繰入額	

		賃金	
		報酬	
		法定福利費	地方公務員共済組合事業主負担金及び地方公務員災害補償負担金等
		退職給付費	
		謝金	
		厚生福利費	職員に対する法定外福利費
		旅費交通費	業務に係る出張旅費
		職員被服費	職員に貸与する白衣、予防衣、診療衣等の費用
		消耗品費	
		消耗備品費	
		図書費	
		光熱水費	
		燃料費	
		食糧費	
		印刷製本費	
		修繕料	
		修繕引当金	
		保険料	
		手数料	
		賃借料	
		委託料	
		研修費	
		通信運搬費	
		諸会費	
		雑費	
	支払利息及び企業債取扱諸費		
		企業債利息	
		長期借入金利息	
		一時借入金利息	
		企業債手数料及び取扱諸費	
		リース支払利息	
	負担金補助及び交付金		
		負担金	
		補助金	
		交付金	
	公課費		
		公課費	
	患者外給食材料費		
		職員給食材料及び付添給食材料費	
	消費税及び地方消費税		
		消費税及び地方消費税	

	訪問看護ステーション費		訪問看護事業から生じる費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金繰入額	
		貸金	
		報酬	
		法定福利費	市町村職員共済組合事業主負担金及び地方公務員災害補償負担金等
		退職給付費	
		旅費交通費	業務に係る出張旅費
		職員被服費	職員に貸与する白衣、予防衣、診療衣等の費用
		消耗品費	
		消耗備品費	
		光熱水費	
		燃料費	
		修繕料	
		修繕引当金繰入額	
		印刷製本費	
		図書費	
		原材料費	
		保険料	
		手数料	
		諸会費	
		賃借料	
		委託料	
		通信運搬費	
		研修費	
	公課費		
	雑損失		
		不用品売却原価	
	雑支出	雑損失	
		雑支出	
	特別損失		当年度の経常的費用から除外すべき損失
		固定資産売却損	
固定資産売却損			固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
減損損失			
	減損損失		
災害による損失			

			災害による損失	
		過年度損益修正損	過年度損益修正損	
		その他特別損失	その他特別損失	
	予備費			
		予備費		
			予備費	

資産勘定

区分	款	項	目	備考
固定資産	有形固定資産			事業の用に供する目的をもって所有する土地、建物、構築物、器械備品、車両その他の資産
		土地		土地の取得に要した費用及び樹木
		建物		建物(建物附属設備を含む。)の取得に要した費用
		建物減価償却累計額		建物に対する減価償却累計額
		構築物		貯水池、門、へい等建物及び建物附属設備以外の工作物であって土地に定着するもの
		構築物減価償却累計額		構築物の減価償却累計額
		器械備品		器械、器具、備品等
		器械備品減価償却累計額		器械備品の減価償却累計額
		車両		自動車等(室内運搬具は含まない。)
		車両減価償却累計額		車両の減価償却累計額
		放射線同位元素		診療用の放射線同位元素
		放射線同位元素減価償却累計額		放射線同位元素の減価償却累計額
		リース資産		有形固定資産(建設仮勘定を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		リース資産減価償却累計額		

		建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費	
		その他有形固定資産			
		その他有形固定減価償却累計額			
	無形固定資産				有償取得に限る。
		借地権			土地の上に設定された民法(明治29年法律第89号)第601条に規定する権利
		地上権			民法第265条に規定する権利
		電話加入権			
		リース資産			無形固定資産(経営権を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		その他無形固定資産			
	投資その他の資産				
		投資有価証券			金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
		職員貸付金			
		出資金			他の企業等への出資金
		基金			
電話債券				電話債券等	
長期前払消費税					

区分	款	項	目	備考	
流動資産	現金預金				
		現金		現金、手許にある当座小切手、送金小切手、送金為替小切手、期限到来の公社債利札、配当金領収書等現金又は現金とみなされるもの	
		預金			
	未収金				
		医業未収金			医業収益に係る未収金
		医業外未収金			医業外収益に係る未収金
		その他未収金			
	貸倒引当金				未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの

	有価証券			国債、地方債、株式、社債等随時現金化できる有価証券で一時的に所有するもの。ただし、1年を超えて所有するものは含まない。
	貯蔵品			
		薬品		
	短期貸付金			
一般貸付金				他会計及び職員以外に対する短期貸付金
他会計貸付金				他会計への短期貸付金
職員貸付金				職員等に対する短期貸付金
前払費用				前払費用で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの
	前払保険料			
	その他前払費用			
前払金				
	前払金			物品等の購入に際して前払された金額で前払費用に属さないもの
	前払消費税			
その他流動資産				
	保管有価証券			担保又は差入保証の代用として預かった有価証券
	仮払消費税			
	特定収入仮払消費税			

資本勘定				
区分	款	項	目	備考
資本金	資本金			
		資本金		法適用のときにおける資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債負債積立金(法適用以前から積み立てていたもので法適用後も特に当該名称で積み立てようとするもの)の合計額を控除した額 繰入資金(建設又は改良に要する資金に充てるため他会計から出資の目的で繰り入れられた金額で繰戻しを要しないもの)及び組入資本金(令第25条及び地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第74号。以下「再評価則」という。)第11条の規定による組入額)等
		出資金		他会計からの出資金の額
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
区分	款	項	目	備考
剰余金	資本剰余金			
		再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価以前の帳簿価額を控除した額のうち再評価則第10条の規定により再評価日現在の繰越欠損金を埋めた額を控除した額
		受贈財産評価額		贈与を受けた財産の評価額
		国庫補助金		建設又は改良工事に対する国庫補助金
		県補助金		建設又は改良工事に対する県補助金
		負担金		建設又は改良工事に対する負担金
		寄附金		建設又は改良工事に対する寄附金
		保険差金		固定資産が滅失した場合保険金と帳簿価額との差額
	その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金	
	利益剰余金			

	減債積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額
	利益積立金		欠損金を埋めるために積み立てた額
	建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額
	その他積立金		
	当年度未処分利益剰余金又は当年度未処理欠損金		当年度末における繰越利益剰余金又は繰越欠損金の額に当年度の純利益又は純損失の金額を加減した額
	繰越利益剰余金年度末残高又は繰越欠損金年度末残高		前年度未処分利益剰余金又は前年度未処理欠損金の額から前年度利益剰余金処分額又は前年度欠損金処理額を控除して得た繰越利益剰余金又は繰越欠損金の額
	当年度純利益又は当年度純損失		当年度の損益取引の結果発生した純利益又は純損失額

負債勘定

区分	款	項	目	備考
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還期限の到来するものを除く。)
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還期限の到来するものを除く。)
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年内に返済期限の到来するものを除く。)
		その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年内に返済期限の到来するものを除く。)
	リース債務			ファイナンス・リース取引におけるリース債務(1年内に支払期限の到来するものを除く。)
	引当金			

		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年以内に使用される見込みのものを除く。)
		その他引当金		
	その他固定負債			上記以外の固定負債
区分	款	項	目	備考
流動負債	一時借入金			法第29条に規定する一時借入金
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他の長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	リース債務			1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
	未払金	医業未払金		医業費用の未払額(たな卸資産の買掛金を含む。)
		医業外未払金		
		その他未払金		固定資産等購入代金の未払額等で医業未払金以外の未払金
	未払費用	未払費用		未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額
		前受金		
		医業前受金		入院収益、外来収益、室料差額収益等で翌事業年度以降に属する医業収益

		医業外前受金		前受利息、前受賃貸料その他翌事業年度以降に属する医業外収益
		その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の前受金
	前受収益			
	引当金			
		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年内に使用される見込みのもの
		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積り計上する引当金
		修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		その他引当金		
	その他流動負債			
		預り金		
		保証金		
		その他預り金		工事契約、物品購入契約等に係る保証金
		その他流動負債		
	仮受消費税			
繰延収益	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
	長期前受金収益化累計額			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大和高田市病院事業会計規則の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

規則第8号

大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成2年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（退職理由記録の記載事項等）

第3条 条例第6条の2の規定により作成する同条例第4条第1項第3号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由の記録（以下「退職理由記録」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成年月日
- (2) 氏名及び生年月日
- (3) 退職の日における所属及び職名
- (4) 勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日
- (5) 退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯
- (6) 作成者の職名及び氏名

2 退職理由記録は、退職の理由の記録（様式第1号）により記録するものとする。

3 退職理由記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

4 退職理由記録は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。

5 退職理由記録は、条例第9条の2第1項に規定する任命権者が保管する。

6 退職理由記録は、その作成の日から5年間保管しなければならない。

第10条を第17条とし、第9条を第16条とし、第8条を第15条とし、第7条の次に次の7条を加える。

（募集実施要項の記載事項）

第8条 条例第9条の2第2項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第9条の2第1項の規定による募集（以下「募集」という。）の対象となるべき職員の範囲
- (2) 条例第9条の2第2項に規定する募集実施要項（以下この条及び次条第3項において「募集実施要項」という。）の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (3) 条例第9条の2第3項の規定による応募（以下「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (4) 条例第9条の2第6項の規定による通知の予定時期
- (5) 次条第3項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (6) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (7) その他任命権者が定める事項

2 任命権者は、募集実施要項に前項第1号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数に募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、条例第9条の2第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

（募集の期間の延長等に係る手続）

第9条 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

2 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

（応募及び応募の取下げの様式）

第10条 応募は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第9条の2第3項の規定による応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第3号）によるものとする。

（認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式）

第11条 条例第9条の2第6項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1） 条例第9条の2第5項の規定による認定（以下「認定」という。）をする旨の決定をしたとき 認定通知書（様式第4号）

（2） 認定をしない旨の決定をしたとき 不認定通知書（様式第5号）

（退職すべき期日の通知の様式）

第12条 条例第9条の2第7項の規定による通知（以下この条において「第7項通知」という。）は、退職すべき期日の決定通知書（様式第6号）によるものとする。ただし、前条第1号に定める認定通知書により第7項通知を併せて行った場合は、退職すべき期日の決定通知書を省略することができる。

（退職すべき期日の変更に係る手続）

第13条 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が条例第9条の2第8項第3号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、次の各号の区分に応じて当該各号に定める同意書により、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

（1） 退職すべき期日を繰り上げるとき 退職すべき期日の繰上げ同意書（様式第7号）

（2） 退職すべき期日を繰り下げるとき 退職すべき期日の繰下げ同意書（様式第8号）

2 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、退職すべき期日の変更通知書（様式第9号）により、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に通知しなければならない。

（募集実施要項及び認定応募者数の公表）

第14条 条例第9条の2第9項の規定による公表は、毎年度行うものとする。

別記様式を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

（表）

退職の理由の記録

		作成年月日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
所属		職名	
勤続期間	年 月	採用年月日	退職年月日
		年 月 日	年 月 日

退職の理由	<input type="checkbox"/> 大和高田市職員の退職手当に関する条例第4条第1項第3号に掲げる者に該当 <input type="checkbox"/> 大和高田市職員の退職手当に関する条例第5条第1項第5号に掲げる者に該当
当該退職の理由に該当するに至った経緯	

作成者の職名、氏名及び印	印
--------------	---

(裏)

備考

- 1 退職理由記録の記入要領は、次のとおりとする。
 - (1) 「作成年月日」欄は、退職理由記録を作成した日を記入する。
 - (2) 「氏名」欄は、職員の氏名を記入する。
 - (3) 「所属」欄は、退職時に所属していた所属部課の名称を記入する。
 - (4) 「職名」欄は、退職時の職名を記入する。
 - (5) 「勤続期間」欄は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（月単位までとし、1月未満の端数は切り捨てる。）を記入する。
 - (6) 「採用年月日」欄及び「退職年月日」欄は、退職手当の算定の基礎となる在職期間に係る採用年月日及び退職年月日を記入する。
 - (7) 「退職の理由」欄は、職員が大和高田市職員の退職手当に関する条例第4条第1項第3号又は第5条第1項第5号のいずれか該当する条項にレ印を記入する。
 - (8) 「当該退職の理由に該当するに至った経緯」欄は、当該退職の理由に該当するに至った経緯その他の事務の都合の具体的な内容を記入する。
 - (9) 「作成者の職名、氏名及び印」欄は、退職理由記録を作成した者の職名及び氏名を記入した上、押印する。
- 2 その者の都合による退職と職員の配置等の事務の都合による退職とを明確に区分するため、第3条第3項に規定する辞職の申出の書面については、職員の配置等の事務の都合による退職である旨明らかとなるよう留意する。

様式第1号の次に次の8様式を加える。

様式第2号（第10条関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

大和高田市長

応募年月日 年 月 日

..... 殿 応募申請者

私は、大和高田市職員の退職手当に関する条例第9条の2第3項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき期日又は期間	
備考	

(注)「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
級号給	給料表[]	級	号給
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 年 月 日現在で記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

様式第3号(第10条関係)

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

大和高田市長 取下げ年月日 年 月 日

..... 殿 取下げ申請者

私は、大和高田市職員の退職手当に関する条例第9条の2第3項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集期間	年 月 日から 年 月 日まで		
退職すべき期日又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
3 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注)「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

様式第4号(第11条関係)

認定通知書

認定年月日 年 月 日

..... 殿

大和高田市長

..... 印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、大和高田市職員の退職手当に関する条例第9条の2第5項及び第6項の規定により、認定の決定をいたしましたので、通知します。

1	退職すべき期日又は期間
2	備考

(注)「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

様式第5号(第11条関係)

不認定通知書

年 月 日

..... 殿

大和高田市長

..... 印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、大和高田市職員の退職手当に関する条例第9条の2第5項及び第6項の規定により、認定をしない旨の決定をいたしましたので、通知します。

不認定の理由

様式第6号(第12条関係)

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

..... 殿

大和高田市長

..... 印

貴殿の退職すべき期日については、年 月 日と決定しましたので、大和高田市職員の退職手当に関する条例第9条の2第7項の規定により、通知します。

様式第7号(第13条関係)

退職すべき期日の繰上げ同意書

大和高田市長

年 月 日

..... 殿

私は、大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書(様式第4号)に記載されている認定年月日を記入すること。

様式第8号(第13条関係)

退職すべき期日の繰下げ同意書

大和高田市長

年 月 日

.....殿

私は、大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書(様式第4号)に記載されている認定年月日を記入すること。

様式第9号(第13条関係)

退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

.....殿

大和高田市長

.....印

貴殿の退職すべき期日は、大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則第13条第2項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

(注)「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書(様式第7号)又は退職すべき期日の繰下げ同意書(様式第8号)に記載されている年月日を記入すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の規定により作成された退職勧奨の記録の保管については、なお従前の例による。

訓 令

訓令第1号

大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月12日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令
大和高田市立保育所・こども園給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱(平成25年訓令第16号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第2号

大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会設置要綱(平成25年訓令第17号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第3号

大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年3月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務プロポーザル選定委員会設置要綱(平成25年訓令第19号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第15号

財政援助的な委託料についての事務取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

財政援助的な委託料についての事務取扱要領の一部を改正する告示

財政援助的な委託料についての事務取扱要領(平成12年告示第101号)の一部を次のように改正する。

第2第2項中「対し」を「対して」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とする。

第3中「対し」を「対して」に改める。

第4の見出しを「(補則)」に改め、同中「を準用する」を「の例による」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の財政援助的な委託料についての事務取扱要領の規定は、平成26年度予算において支出する財政援助的な委託料に係るものから適用する。

告示第16号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成26年3月5日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成26年3月5日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第17号

交付要求通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき義務者が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年3月5日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年3月3日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第18号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月5日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中第17号を第19号とし、第5号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 保育所看護師
- (6) 保育所准看護師

別表第1中

「

事務補助、職員代替	—	6,600円	850円
-----------	---	--------	------

」を

「

事務補助、職員代替	—	6,800円	870円
-----------	---	--------	------

」に、

「

准看護師	—	9,600円	1,230円
------	---	--------	--------

」を

「

准看護師	—	9,600円	1,230円
保育所看護師	208,200円	—	1,390円
保育所准看護師	187,300円	—	1,230円

」に改

める。

別表第2中「保育士」の次に「、保育所看護師及び保育所准看護師」を加える。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

告示第19号

大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「8,000円」を「8,300円」に、「1,000円」を「1,070円」に、「6,600円」を「6,800円」に、「850円」を「870円」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

告示第20号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成26年3月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 職権消除日 平成26年3月14日
- 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第21号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車）を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成26年3月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 処分の根拠
大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項
- 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3 処分年月日

平成26年7月6日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年12月4日、同月5日、同月10日、同月11日、同月15日、同月16日、同月19日

告示第22号

大和高田市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱(平成20年告示第92号)の一部を次のように改正する。

題名中「策定委員会」を「意見交換会」に改める。

第1条中「を策定するため」を「の策定に向けて、障害者その他関係者の意見を求めるため」に、「策定委員会(以下「委員会」を「意見交換会(以下「意見交換会」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、計画の策定に関して意見を述べるものとする。

第3条第1項中「委員会」を「意見交換会」に改め、同条第2項中「委員会」を「委員」に改め、「の各号」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の見出し中「委員長」を「会長」に改め、第1項中「委員会」を「意見交換会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第2項中「委員長」を「会長」に改め、同条第3項中「委員長」を「会長」に、「委員会」を「意見交換会」に改め、同条第4項中「委員長」を「会長」に、「又」を「、又」に改める。

第6条第1項中「委員会」を「意見交換会」に、「委員長」を「会長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

第6条第2項中「委員会」を「意見交換会」に改め、同条第3項中「委員会」を「意見交換会の会議」に改める。

第7条及び第8条中「委員会」を「意見交換会」に改める。

第9条中「要綱」を「告示」に、「委員会」を「意見交換会」に、「委員長」を「会長」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第23号

平成26年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成26年3月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成26年度大和高田市一般会計予算

2 平成26年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

- 3 平成26年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
 - 4 平成26年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
 - 5 平成26年度大和高田市下水道事業特別会計予算
 - 6 平成26年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
 - 7 平成26年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
 - 8 平成26年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
 - 9 平成26年度大和高田市水道事業会計予算
 - 10 平成26年度大和高田市病院事業会計予算
 - 11 平成25年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)
 - 12 平成25年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
 - 13 平成25年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)
 - 14 平成25年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 15 平成25年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
 - 16 平成25年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
 - 17 平成25年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
 - 18 平成25年度大和高田市病院事業会計補正予算(第3号)
- 平成26年度大和高田市一般会計予算

平成26年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,572,709千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,479,000
	1. 市民税	3,031,000
	2. 固定資産税	2,554,000
	3. 軽自動車税	108,000
	4. たばこ税	400,000
	5. 都市計画税	386,000
2. 地方譲与税		113,000
	1. 地方揮発油譲与税	33,000
	2. 自動車重量譲与税	80,000
3. 利子割交付金		30,000
	1. 利子割交付金	30,000
4. 配当割交付金		53,000
	1. 配当割交付金	53,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	10,000
6. 地方消費税交付金		640,000
	1. 地方消費税交付金	640,000
7. 自動車取得税交付金		16,000
	1. 自動車取得税交付金	16,000
8. 地方特例交付金		29,000
	1. 地方特例交付金	29,000
9. 地方交付税		6,742,709
	1. 地方交付税	6,742,709
10. 交通安全対策特別交付金		10,000
	1. 交通安全対策特別交付金	10,000
11. 分担金及び負担金		285,155

(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	1. 分担金	3,660
	2. 負担金	281,495
12. 使用料及び手数料		679,364
	1. 使用料	382,459
	2. 手数料	296,905
13. 国庫支出金		4,562,405
	1. 国庫負担金	3,732,487
	2. 国庫補助金	771,599
	3. 国庫委託金	58,319
14. 県支出金		1,283,734
	1. 県負担金	921,639
	2. 県補助金	258,942
	3. 県委託金	103,153
15. 財産収入		25,099
	1. 財産運用収入	24,098
	2. 財産売却収入	1,001
16. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
17. 繰入金		1
	1. 基金繰入金	1
19. 諸収入		263,041
	1. 延滞金加算金及び過料	8,000
	2. 市預金利子	1,500
	3. 貸付金元利収入	4,490
	4. 雑入	249,051
20. 市債		2,351,200
(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	1. 市債	2,351,200
歳 入 合 計		23,572,709

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 議会費		259,885
	1. 議会費	259,885
2. 総務費		2,018,640
	1. 総務管理費	1,542,434
	2. 徴税費	295,047
	3. 戸籍住民基本台帳費	104,980
	4. 選挙費	36,534
	5. 統計調査費	14,409
	6. 監査委員費	25,236
		10,174,402
3. 民生費	1. 社会福祉費	4,330,847
	2. 児童福祉費	3,040,898
	3. 生活保護費	2,802,353
	4. 災害救助費	304
		2,544,824
4. 衛生費	1. 保健衛生費	896,040
	2. 清掃費	1,648,784
		20,444
5. 労働費	1. 労働諸費	20,444
		93,266
6. 農林水産業費	1. 農業費	93,266
		103,101
7. 商工費	1. 商工費	103,101
		2,258,699
8. 土木費	1. 土木管理費	110,482
	2. 道路橋りょう費	122,435

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	3. 河川費	58,489
	4. 都市計画費	1,822,062
	5. 住宅費	145,231
9. 消防費		890,733
	1. 消防費	890,733
10. 教育費		2,006,980
	1. 教育総務費	336,656
	2. 小学校費	245,610
	3. 中学校費	120,071
	4. 高等学校費	408,778
	5. 幼稚園費	244,276
	6. 社会教育費	396,774
	7. 保健体育費	254,815
11. 災害復旧費		4
	1. 公共土木施設災害復旧費	4
12. 公債費		3,181,731
	1. 公債費	3,181,731
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		23,572,709

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証	平成26年度以降事業満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
広報誌等発送業務	平成27年度末まで	1,727千円
指定ごみ袋等配送業務	平成27年度末まで	950千円
都市再生整備事業(施設等整備工事)	平成27年度末まで	600,000千円
図書館システム利用料	平成31年10月末まで	17,331千円
文化会館総合管理等業務	平成29年6月末まで	93,480千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地開発公社 用地取得事業	千円 59,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
交通安全対策事業	19,000	〃	〃	〃
保育所耐震補強事業	32,100	〃	〃	〃
清掃運搬施設等整備事業	5,200	〃	〃	〃
道路新設改良事業	5,200	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	10,100	〃	〃	〃
道路整備事業	2,400	〃	〃	〃
河川改良事業	31,600	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	92,700	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	1,600	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合公園整備事業	千円 19,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
都市再生整備事業	420,000	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	4,600	〃	〃	〃
防災対策事業	52,700	〃	〃	〃
小学校耐震補強事業	11,600	〃	〃	〃
中学校耐震補強事業	9,300	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,030,000	〃	〃	〃
借換債 (臨時財政対策債)	544,000	〃	〃	〃
計	2,351,200			

平成26年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,761,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,565,384
	1. 国民健康保険税	1,565,384
2. 使用料及び手数料		489
	1. 手数料	489
3. 国庫支出金		3,049,490
	1. 国庫負担金	1,656,939
	2. 国庫補助金	1,392,551
4. 療養給付費等交付金		246,094
	1. 療養給付費等交付金	246,094
5. 前期高齢者交付金		1,918,381
	1. 前期高齢者交付金	1,918,381
6. 県支出金		510,211
	1. 県負担金	64,862
	2. 県補助金	445,349
7. 共同事業交付金		970,920
	1. 共同事業交付金	970,920
8. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
9. 繰入金		486,926
	1. 一般会計繰入金	486,925
	2. 基金繰入金	1
11. 諸収入		13,904
	1. 延滞金加算金及び過料	323
	2. 市預金利息	1
	3. 療養費等指定公費返還金	995
	4. 雑入	12,585

(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
歳入合計		8,761,800
(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		118,886
	1. 総務管理費	101,821
	2. 徴税費	16,615
	3. 運営協議会費	450
2. 保険給付費		5,994,361
	1. 療養諸費	5,289,161
	2. 高額療養費	652,895
	3. 出産育児諸費	48,325
	4. 葬祭諸費	3,780
	5. 移送費	200
3. 後期高齢者支援金等		1,114,817
	1. 後期高齢者支援金等	1,114,817
4. 前期高齢者納付金等		1,690
	1. 前期高齢者納付金等	1,690
5. 介護納付金		455,799
	1. 介護納付金	455,799
6. 共同事業拠出金		970,925
	1. 共同事業拠出金	970,925
7. 保健事業費		76,097
	1. 特定健康診査等事業費	63,838
	2. 保健事業費	12,259
8. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
9. 公債費		18,740
	1. 公債費	18,740
10. 諸支出金		9,984

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
	1. 償還金及び還付加算金	7,600
	2. 繰出金	389
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	995
	4. 旧老人保健拠出金	1,000
11. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		8,761,800

平成26年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

平成26年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		111,697
	1. 外来収入	108,116
	2. その他検査等収入	3,581
2. 使用料及び手数料		10,617
	1. 手数料	10,617
3. 財産収入		19
	1. 財産運用収入	19
4. 繰入金		390
	1. 基金繰入金	1
	2. 特別会計繰入金	389
5. 繰越金		5,403
	1. 繰越金	5,403
6. 諸収入		74
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	73
歳 入 合 計		128,200

(歳出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		59,437
	1. 施設管理費	59,201
	2. 研究研修費	236
2. 医業費		68,218
	1. 医業費	68,218
3. 基金積立金		19
	1. 基金積立金	19
4. 公債費		26
	1. 公債費	26
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		128,200

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
受付・料金計算業務委託料	平成28年度末まで	13,246千円

平成26年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成26年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 諸収入		28,500
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	28,499
歳 入 合 計		28,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		5
	1. 運用管理費	5
2. 公債費		28,495
	1. 公債費	28,495
歳 出 合 計		28,500

平成26年度大和高田市下水道事業特別会計予算

平成26年度大和高田市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,375,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		356,023
	1. 使用料	356,023
2. 国庫支出金		265,000
	1. 国庫補助金	265,000
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		663,666
	1. 一般会計繰入金	663,666
6. 諸収入		10
	1. 市預金利子	10
7. 市債		1,090,800
	1. 市債	1,090,800
歳 入 合 計		2,375,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 下水道事業費		1,201,119
	1. 下水道事業費	1,201,119
2. 公債費		1,173,981
	1. 公債費	1,173,981
3. 予備費		400
	1. 予備費	400
歳 出 合 計		2,375,500

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 691,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	399,200	〃	〃	〃
計	1,090,800			

平成26年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

平成26年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		43,198
	1. 使用料	43,198
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳入合計		43,200

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		17,703
	1. 駐車場費	17,703
2. 公債費		25,397
	1. 公債費	25,397
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		43,200

平成26年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

平成26年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,048,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 保険料		993,887
	1. 介護保険料	993,887
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,153,647
	1. 国庫負担金	853,552
	2. 国庫補助金	300,095
4. 支払基金交付金		1,400,470
	1. 支払基金交付金	1,400,470
5. 県支出金		724,771
	1. 県負担金	705,438
	2. 県補助金	19,333
6. 財産収入		83
	1. 財産運用収入	83
7. 繰入金		773,435
	1. 一般会計繰入金	748,498
	2. 基金繰入金	24,937
9. 諸収入		1,695
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	1,625
歳入合計		5,048,000

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		119,733
	1. 総務管理費	74,253
	2. 徴収費	3,534
	3. 介護認定審査会費	41,479
	4. 介護保険運営協議会費	467
2. 保険給付費		4,796,894
	1. 給付諸費	4,796,894
3. 地域支援事業費		121,069
	1. 介護予防事業費	34,444
	2. 包括的支援事業・任意事業費	86,625
4. 基金積立金		8,312
	1. 基金積立金	8,312
5. 公債費		194
	1. 公債費	194
6. 諸支出金		1,798
	1. 償還金及び還付加算金	1,798
歳 出 合 計		5,048,000

平成26年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成26年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ664,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		435,871
	1. 後期高齢者医療保険料	435,871
2. 使用料及び手数料		36
	2. 手数料	36
3. 繰入金		218,032
	1. 一般会計繰入金	218,032
5. 諸収入		10,561
	1. 市預金利子	20
	2. 雑入	10,540
	3. 延滞金加算金及び過料	1
歳入合計		664,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		39,789
	1. 総務管理費	38,307
	2. 徴収費	1,482
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		613,815
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	613,815
3. 保健事業費		9,741
	1. 保健事業費	9,741
4. 公債費		55
	1. 公債費	55
5. 諸支出金		1,000
	1. 償還金及び還付加算金	1,000
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		664,500

平成26年度大和高田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	7,300,000m ³
(うち県営水道からの受水量)	7,300,000m ³
(2) 一日平均配水量	20,000m ³
(3) 平均給水件数	31,175件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水場ポンプ取替工事	132,660千円
ロ. 配水管布設、布設替及び移設工事	386,048千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	1,980,670千円
第1項	営業収益	1,897,206千円
第2項	営業外収益	83,389千円
第3項	特別利益	75千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,851,080千円
第1項	営業費用	1,697,325千円
第2項	営業外費用	70,260千円
第3項	特別損失	81,495千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 577,106千円は当年度分損益勘定留保資金 248,672千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 32,181千円、建設改良積立金 181,323千円及び経営安定化積立金114,930千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資	本	的	収入
				214,559千円
第1項	企	業	債	80,000千円
第2項	負	担	金	133,686千円
第3項	補	助	金	873千円
		支	出	
第1款	資	本	的	支出
				791,665千円
第1項	建	設	改	良
				597,562千円
第2項	企	業	債	償
				192,103千円
第3項	予	備	費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務機器賃借	平成27年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	80,000千円	証書借入	4.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 353,238千円
- (2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,547千円と定める。

平成26年度大和高田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数				320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	95,776人	外来患者数	220,332人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	262人	外来患者数	903人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	1千円
			設備新設費	1千円
			固定資産購入費	145,505千円
			放射線治療棟整備費	349,658千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益				7,508,279千円
第1項 医業収益				7,082,992千円
第2項 医業外収益				376,894千円
第3項 特別利益				48,393千円

支 出

第1款 病院事業費用				9,196,607千円
第1項 医業費用				6,911,389千円
第2項 医業外費用				254,943千円
第3項 特別損失				2,029,275千円
第4項 予備費				1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額359,436千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入				663,723千円
第1項 企業債				491,500千円
第2項 補助金				1千円
第3項 負担金				172,220千円
第4項 固定資産売却代				1千円
第5項 寄付金				1千円

支 出

第1款 資本的支出	1,023,159千円
第1項 建設改良費	528,721千円
第2項 企業債償還金	493,938千円
第3項 予備費	500千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	放射線治療棟整備事業	1,615,131千円	平成26年度	349,658千円
				平成27年度	1,265,473千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る貸借	平成27年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成27年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
病院医療器械整備事業	143,500千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
放射線治療棟整備事業	348,000千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 6,076,581千円
2. 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第11条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は500,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、777,158千円と定める。

平成25年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

平成25年度大和高田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,348,445千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,737,967	215,882	6,953,849
	1. 地方交付税	6,737,967	215,882	6,953,849
11. 分担金及び負担金		277,259	240	277,499
	1. 分担金	3,480	240	3,720
12. 使用料及び手数料		673,427	7,000	680,427
	2. 手数料	311,184	7,000	318,184
13. 国庫支出金		4,237,155	29,444	4,266,599
	1. 国庫負担金	3,703,360	△1,957	3,701,403
	2. 国庫補助金	510,775	31,401	542,176
14. 県支出金		1,570,325	△12,601	1,557,724
	1. 県負担金	930,315	△14,251	916,064
	2. 県補助金	526,931	1,650	528,581
16. 寄附金		171	637	808
	1. 寄附金	171	637	808
18. 諸収入		227,030	1,800	228,830
	4. 雑入	212,230	1,800	214,030
19. 市債		1,886,700	128,300	2,015,000
	1. 市債	1,886,700	128,300	2,015,000
補正されなかった科目に係る額		7,367,709	0	7,367,709
歳入合計		22,977,743	370,702	23,348,445

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,179,716	49,380	2,229,096
	1. 総務管理費	1,699,486	46,880	1,746,366
	2. 徴税費	302,888	2,500	305,388
3. 民生費		9,999,374	115,523	10,114,897
	1. 社会福祉費	4,169,936	115,204	4,285,140
	2. 児童福祉費	3,006,825	319	3,007,144
4. 衛生費		2,657,043	86,720	2,743,763
	1. 保健衛生費	1,004,758	75,885	1,080,643
	2. 清掃費	1,652,285	10,835	1,663,120
6. 農林水産業費		91,944	2,225	94,169
	1. 農業費	91,944	2,225	94,169
9. 消防費		819,388	36,509	855,897
	1. 消防費	819,388	36,509	855,897
10. 教育費		2,783,052	80,345	2,863,397
	5. 幼稚園費	238,370	79,060	317,430
	6. 社会教育費	381,014	1,187	382,201
	7. 保健体育費	245,219	98	245,317
補正されなかった科目に係る額		4,447,226	0	4,447,226
歳 出 合 計		22,977,743	370,702	23,348,445

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	交通安全対策事業	32,000
民生費	社会福祉費	介護基盤緊急整備事業	147,320
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	52,000
	都市計画費	本郷大中線街路事業	9,320
教育費	中学校費	中学校耐震補強事業	876,832
	幼稚園費	幼稚園園舎改築事業	79,060

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業債	千円 14,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借いて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
園舎増改築事業債	59,500	〃	〃	〃

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 1,060,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 1,114,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

平成25年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成25年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117,703千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,561,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		2,907,572	△217,815	2,689,757
	1. 国庫負担金	1,591,624	△54,542	1,537,082
	2. 国庫補助金	1,315,948	△163,273	1,152,675
6. 県支出金		488,915	△11,330	477,585
	1. 県負担金	54,041	△1,358	52,683
	2. 県補助金	434,874	△9,972	424,902
7. 共同事業交付金		903,033	9,799	912,832
	1. 共同事業交付金	903,033	9,799	912,832
9. 繰入金		510,358	101,643	612,001
	1. 一般会計繰入金	510,357	101,643	612,000
補正されなかった科目に係る額		3,868,902	0	3,868,902
歳入合計		8,678,780	△117,703	8,561,077

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		157,068	290	157,358
	1. 総務管理費	134,391	290	134,681
2. 保険給付費		5,958,579	△233,720	5,724,859
	1. 療養諸費	5,276,900	△220,000	5,056,900
	2. 高額療養費	628,684	△7,000	621,684
	3. 出産育児諸費	48,745	△6,720	42,025
3. 後期高齢者支援金等		1,082,847	△4,168	1,078,679
	1. 後期高齢者支援金等	1,082,847	△4,168	1,078,679
5. 介護納付金		466,626	△2,035	464,591
	1. 介護納付金	466,626	△2,035	464,591
6. 共同事業拠出金		903,038	7,083	910,121
	1. 共同事業拠出金	903,038	7,083	910,121
10. 諸支出金		11,551	114,847	126,398
	1. 償還金及び還付加算金	7,600	114,847	122,447
補正されなかった科目に係る額		99,071	0	99,071
歳出合計		8,678,780	△117,703	8,561,077

平成25年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)

平成25年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292,026千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		285,444	2,012	287,456
	2. 雑入	285,443	2,012	287,455
2. 県支出金		0	4,570	4,570
	1. 県補助金	0	4,570	4,570
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳入合計		285,444	6,582	292,026

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 公債費		33,695	6,582	40,277
	1. 公債費	33,695	6,582	40,277
補正されなかった科目に係る額		251,749	0	251,749
歳出合計		285,444	6,582	292,026

平成25年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,189,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		253,000	17,200	270,200
	1. 国庫補助金	253,000	17,200	270,200
6. 市債		954,100	△61,200	892,900
	1. 市債	954,100	△61,200	892,900
補正されなかった科目に係る額		1,026,600	0	1,026,600
歳入合計		2,233,700	△44,000	2,189,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,045,604	△44,000	1,001,604
	1. 下水道事業費	1,045,604	△44,000	1,001,604
補正されなかった科目に係る額		1,188,096	0	1,188,096
歳出合計		2,233,700	△44,000	2,189,700

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
下水道事業費	下水道事業費	公共下水道事業	218,573
		流域下水道事業	5,634

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 537,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 475,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

平成25年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		319,934	300	320,234
	1. 使用料	319,934	300	320,234
補正されなかった科目に係る額		2	0	2
歳 入 合 計		319,936	300	320,236

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 駐車場費		17,165	300	17,465
	1. 駐車場費	17,165	300	17,465
補正されなかった科目に係る額		302,771	0	302,771
歳 出 合 計		319,936	300	320,236

平成25年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成25年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,137千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,983,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,094,269	737	1,095,006
	2. 国庫補助金	279,499	737	280,236
7. 繰入金		748,115	1,400	749,515
	1. 一般会計繰入金	724,215	1,400	725,615
補正されなかった科目に係る額		3,139,253	0	3,139,253
歳入合計		4,981,637	2,137	4,983,774

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		127,313	1,737	129,050
	1. 総務管理費	87,544	1,474	89,018
	3. 介護認定審査会費	35,748	263	36,011
3. 地域支援事業費		105,190	400	105,590
	2. 包括的支援事業・任意事業費	76,395	400	76,795
補正されなかった科目に係る額		4,749,134	0	4,749,134
歳出合計		4,981,637	2,137	4,983,774

平成25年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成25年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,290千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ636,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		207,633	1,290	208,923
	1. 一般会計繰入金	207,633	1,290	208,923
補正されなかった科目に係る額		427,823	0	427,823
歳入合計		635,456	1,290	636,746

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域 連合負担金		583,790	1,290	585,080
	1. 後期高齢者医療広域 連合負担金	583,790	1,290	585,080
補正されなかった科目に係る額		51,666	0	51,666
歳出合計		635,456	1,290	636,746

平成25年度大和高田市病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成25年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病院事業収益	7,151,862千円	79,150千円	7,231,012千円
第1項	医業収益	6,780,730千円	60,162千円	6,840,892千円
第2項	附帯事業収益	87,162千円	△4,432千円	82,730千円
第3項	医業外収益	278,969千円	23,420千円	302,389千円
支 出				
第1款	病院事業費用	6,938,106千円	36,268千円	6,974,374千円
第1項	医業費用	6,589,994千円	36,268千円	6,626,262千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1.	職員給与費	3,801,743千円	34,179千円	3,835,922千円

第4条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「541,000千円」を「616,885千円」に改める。

告示第24号

大和高田市職員等の通勤用自動車の駐車に関する要綱を次のように定める。

平成26年3月19日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市職員等の通勤用自動車の駐車に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市職員等が自動車で通勤し、市が所有する施設及び駐車場(以下「駐車場」という。)に当該自動車を駐車するときの行政財産の目的外使用許可の手續等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 市の職員であつて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一

般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属するもの（議会の議員及び行政委員を除く。）

イ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により奈良県が給料その他の給与を負担する教職員であって、市が所有する施設に勤務するもの

ウ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行う当該契約に基づく事業に従事する者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者が行う市の公の施設の管理業務に従事する者

オ アからエまでに掲げる者のほか、市が所有する施設に勤務する者

(2) 自動車 職員等が通勤の用に供する車両で、次に掲げるものをいう。

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第3条に規定する普通自動車

イ 車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のもの
(使用の申請)

第3条 駐車場の使用の許可を受けようとする職員等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ駐車場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用させることが適当と認められるときは、駐車場使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、月の初日から末日までを1月とし、自動車1台につき月額3,000円とする。

2 使用料は、毎月末までにその月分を納付するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、実情に応じて市長が定める。

4 第2条第1号アに該当するものについては、使用料を給与又は報酬から控除することができる。

5 使用料は、その使用期間が1月に満たない場合でも、1月分の使用料を納入するものとする。

(使用料の免除)

第6条 第4条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除する。

(1) 病気、研修等の理由により月の初日から末日までの期間の全期間にわたり駐車場を利用しない場合

(2) 週の勤務時間が20時間未満又は雇用期間が1月未満の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(使用料の返還)

第7条 納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由により駐車場の使用ができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を使用者に返還することができる。

(使用の変更)

第8条 使用者は、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに駐車場使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用の中止)

第9条 使用者は、駐車場の使用を中止する場合は、駐車場使用中止届（様式第4号）を市長に提出するとともに、駐車場使用許可書を返還しなければならない。

(使用の制限)

第10条 市長は、駐車場を公用、行事等で使用する場合は、使用者による駐車場の使用を制限することができる。

(使用の許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 駐車場を公用又は公共の用に使用する必要が生じたとき。
- (2) 使用者が駐車場又は駐車中の他の車両を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 使用者が第2条第1号に規定する要件を失ったとき。
- (4) 使用者がこの告示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があるとき。

2 使用者は、駐車場の使用の許可を取り消されたときは、駐車場使用許可書を返還しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者の通行又は駐車を妨げないこと。
- (2) 駐車場又は駐車中の他の車両を汚損し、又は毀損しないこと。
- (3) 騒音の防止及び安全運転に努めること。
- (4) この告示に違反して駐車しないこと。

(損害賠償)

第13条 使用者は、駐車場を汚損し、又は毀損したときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 市長は、駐車場の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を与えた場合を除き、駐車場において生じた自動車の事故及び損害について賠償の責めを負わない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

駐車場使用許可申請書

年 月 日

大和高田市長 様

所属又は団体
 職員番号
 申請者住所
 氏名 印
 電話番号

大和高田市職員等の通勤用自動車の駐車に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり駐車場として行政財産を使用したいので申請します。なお、駐車場の使用に当たっては、同要綱の規定を遵守します。

記

- 1 使用場所
- 2 車 種
- 3 車両番号
- 4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 そ の 他 (特別に申告する事項があれば記載)

様式第2号(第4条関係)

駐車場使用許可書

年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市職員等の通勤用自動車の駐車に関する要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり駐車場を使用することを許可します。

記

- 1 所属又は団体
- 2 職員番号
- 3 氏 名
- 4 使用場所
- 5 車 種
- 6 車両番号
- 7 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 使用料

(注意事項)

- 1 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに駐車場使用変更申請書を提出してください。
- 2 駐車場を公用、行事等で使用する場合は、駐車場の使用を制限する場合があります。
- 3 駐車場の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を与えた場合を除き、駐車場において生じた自動車の事故及び損害については、市は賠償の責めを負いません。
- 4 駐車場の使用の中止又は許可の取消しがあった場合は、この許可書を返還してください。

様式第3号(第8条関係)

駐車場使用変更申請書

年 月 日

大和高田市長 様

所属又は団体
 職員番号
 申請者住所
 氏名 印
 電話番号

年 月 日付けで駐車場使用許可を受けましたが、申請内容に変更が生じたので、大和高田市職員等の通勤用自動車の駐車に関する要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 使用場所
- 2 変更内容
- 3 その他(特別に申告する事項があれば記載)

様式第4号(第9条関係)

駐車場使用中止届

年 月 日

大和高田市長 様

所属又は団体

職員番号
 申請者住所
 氏名 印
 電話番号

駐車場の使用を中止したいので、大和高田市職員等の通勤用自動車の駐車に関する要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 使用場所
- 2 車種
- 3 車両番号
- 4 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 使用料

告示第25号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に基づき、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月26日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 受託者の住所・氏名
 - (1) 大和高田市大字池田418番地の1
 公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝
- 2 委託した事務の範囲
 大和高田市市営斎場に係る使用料の領収及び保管
- 3 委託期間
 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

告示第26号

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則(昭和46年規則第11号)に基づき、し尿くみ取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成26年3月26日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 委託した者

氏名	住所
田中 千里	大和高田市大中南町5番12号
森口 悦子	大和高田市蔵之宮町4番3号
白澤 理恵	大和高田市材木町6番52号

- 2 委託期間
 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

告示第27号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があると

きは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成26年3月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1. 職権消除日 平成26年3月27日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に指定したので告示します。

平成26年3月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	株式会社介護サービスしず 大和高田市大字藤森347番地1
指定等に係る事業所の名称及び所在地	株式会社介護サービスしず 大和高田市大字藤森347番地1
指定等の年月日	平成26年3月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業
事業の主たる対象者	特定無し
特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号	2930800111 2970800716

告示第29号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における平成26年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1. 縦覧場所 大和高田市役所税務課
- 2. 縦覧期間 平成26年4月1日から平成26年4月30日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

告示第51号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1. 移動理由 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成26年3月6日、同月11日、同月12日、同月17日、同月19日、同月23日、同月26日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

平成26年10月1日

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア. 移動費 2,000円
 - イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第52号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、本市における平成26年度固定資産の価格等の全てを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年4月1日

大和高田市長 吉田誠克

公 告**公告第33号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年3月5日

大和高田市長 吉田誠克

教育委員会**教育委員会規則第2号**

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成26年3月19日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則の一部改正）

第1条 総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

総合体育館・附属設備使用料

種類	単位	使用料	備考
体育館会議室	1室 1回	1,540円	半日は1/2
体育館控室	1室 1回	510円	
放送設備	1式 1回	1,540円	
電光得点表示盤	1式 1回	1,540円	公式戦のみ使用可
移動式ステージ	1式 1回	1,020円	
バスケットボード	1組	3,080円	
バレーボール支柱	1組	510円	
バドミントン支柱	1組	300円	
テニス支柱	1組	510円	
卓球台	1台	300円	

別表第2（第8条関係）

武道館・附属設備使用料

種類	単位	使用料	備考
武道館会議室	1室 1回	2,570円	半日は1/2
武道館控室	1室 1回	820円	半日は1/2
シャワー室	1回	100円	

備考 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

（大和高田市文化会館条例施行規則の一部改正）

第2条 大和高田市文化会館条例施行規則（平成20年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

備考 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

（大和高田市文化会館条例施行規則の一部改正）

第2条 大和高田市文化会館条例施行規則（平成20年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分	附属設備の名称		単位	1回当たりの使用料 (単位・円)
舞台設備	演台	大ホール	1卓	610
		小ホール	1卓	510
		レセプションホール	1卓	200
	花台		1台	200
	司会者台	大ホール・小ホール	1台	410
		レセプションホール	1台	200
指揮台		1台	300	

譜面台	指揮者用	1台	300	
	演奏者用	1台	100	
譜面灯	オーケストラピット用	1台	50	
椅子	コントラバス用	1脚	100	
	パーカッション用	1脚	50	
オーケストラピット	大ホール	1式	5,140	
大迫り	大ホール	1台	3,080	
小迫り	大ホール	1台	1,020	
音響反射板	大ホール	1式	5,140	
所作台	大ホール	1式	7,200	
仮設花道一式	大ホール	1式	4,110	
平台		1台	200	
開き足		1脚	100	
箱足		1台	50	
ヒナ段ケ込	大ホール	1枚	50	
	小ホール	1枚	50	
松羽目		1式	5,140	
竹羽目		1式	5,140	
金屏風	大	1双	1,540	
	小	1双	1,020	
緋毛せん		1枚	300	
長座布団		1枚	100	
高座用座布団		1枚	100	
上敷ござ		1枚	100	
地絋り	大ホール	1枚	5,140	
紗幕	大ホール	1枚	5,140	
ジョーゼット幕	大ホール	1式	7,200	
バレエ用シート	大ホール	1式	5,140	
	小ホール・リハーサル室	1式	3,080	
移動用姿見		1台	100	
めくり台		1台	200	
落語用見台		1式	300	
人形立		1本	100	
ポータブルステージ	レセプションホール	1式	2,050	
平台ステージ	レセプションホール	1枚	300	
ホワイトボード		1台	200	
照明設備	ボーダーライト	大ホール	1列	610
		小ホール	1列	300
	アッパーホリゾントライト	大ホール	1列	1,020
	ローアホリゾントライト	大ホール	1列	820
	ホリゾントライト(幕を含む。)	小ホール	1列	1,230
	ライティングタワー	大ホール	1基	2,050
	ピンスポットライト (大ホール)	クセノン2KW	1台	3,080
		クセノン1KW	1台	2,050
		ハロゲン1KW	1台	1,020
	ピンスポットライト (小ホール)	クセノン700W	1台	1,540
	ピンスポットライト (レセプションホール)	クセノン500W	1台	1,020
		ハロゲン1KW	1台	1,020
	スポットライト	ハロゲン1.5KW	1台	510
		ハロゲン1KW	1台	410
		ハロゲン500W	1台	300
	スポットライト (パーライト)	1KW	1台	610
		500W	1台	410
カッタースポット(ネタは含まない。)		1台	610	

	波マシン		1台	610
	天井反射板ライト	大ホール	1式	3,600
	ミラーボール	変速・直径400	1台	1,020
		変速・直径600	1台	1,540
		置型定速	1台	1,020
	マルチストロボ		1台	2,050
	ストロボ		1台	1,540
	エフェクトスポット(マシン・先玉・種板を含む。)	2KW	1台	2,050
		1KW	1台	1,540
	ハイスタンド(アームを含む。)		1台	300
	スタンド		1台	200
	ベーススタンド		1台	100
	展示用スポットライト		1台	60
	小ホール基本照明セット(Bor3、2SUS12、FS10)		1式	5,140
音響設備	場内拡声	大ホール	1式	3,080
		小ホール	1式	1,020
		レセプションホール	1式	1,020
	スピーカー	大型(映写機用)	1台	1,020
		小型(サイド用)	1台	300
	ステレオマイク	大ホール	1本	2,050
	コンデンサーマイク	A	1本	1,540
		B	1本	1,020
	ダイナミックマイク		1本	510
	ワイヤレスマイク	大ホール・小ホール	1ch	1,540
		レセプションホール	1ch	820
	3点吊マイクロホン装置	大ホール	1式	2,050
	マイクスタンド	床上大型	1本	200
		卓上型・床上型・ブーム型	1本	100
	カセットテープレコーダー		1台	1,540
	CDプレーヤー		1台	1,540
	MDプレーヤー		1台	1,540
	デジタルオーディオテープレコーダー		1台	2,050
	カラオケ装置		1式	20,570
	映像設備	35mm映写機(スクリーンを含まない。)		1台
16mm映写機(スクリーンを含まない。)			1台	3,080
オーバーヘッドプロジェクター(スクリーンを含まない。)			1台	1,540
液晶プロジェクター(スクリーンを含まない。)		3200ルーメン	1台	5,140
		1700ルーメン	1台	3,080
資料提示装置			1台	1,540
DVDプレーヤー			1台	2,050
映写用スクリーン		大ホール	1式	2,050
		小ホール・レセプションホール	1式	1,020
		可搬型	1式	720
レーザーポインター		1本	200	
その他の設備	ピアノ	スタインウェイD-274	1台	15,420
		ヤマハCFⅢ	1台	10,280
		ヤマハC7	1台	6,170
		ヤマハUX300	1台	2,570
	エレクトーン	ヤマハEL-90	1台	3,080
	国旗・市旗		1枚	100

増設展示パネル	1台	200	
展示台	1台	200	
展示台(小)	1台	150	
衝立	1台	150	
表彰盆	1枚	100	
茶道具	1式	1,020	
野点用茶道具	1式	1,020	
持込み器具電源使用料	1KW	100	
シャワー室	大ホール	1室	1,540

備考

- 「1回当たりの使用料」は、1日につき1回として算定する。ただし、持込電源使用料については、午前、午後又は夜間それぞれの使用区分を「1回」とする。
- 附属設備は、準備又は本番を問わず仕込みを行った時点から使用したものとする。
- この表の使用料には、カラーフィルター等の消耗機材費及びピアノ調律、舞台道具・照明・音響等に要する増員技術者の人件費等は含まない。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の公布の日(以下「公布日」という。)以後に申請したこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の総合体育館及び武道館の使用に係る附属設備の使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後の総合体育館及び武道館の使用に係る附属設備の使用料については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の大和高田市文化会館条例施行規則別表の規定は、公布日以後に申請した施行日以後の文化会館の使用に係る附属設備の使用料について適用し、公布日前に申請した施行日以後の文化会館の使用に係る附属設備の使用料については、なお従前の例による。

教育委員会規則第3号

大和高田市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月26日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則

大和高田市社会教育委員会議運営規則(平成15年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は、」の次に「大和高田市」を加え、「第4条」を「第5条」に改め、「よる社会教育委員」の次に「(以下「委員」という。)」を加え、「(以下「会議」という。)」を削る。

第2条を削る。

第3条第1項中「会議」を「委員の会議(以下「会議」という。)」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会訓令第2号

大和高田市教職員等の私有自動車等の公務使用に関する要綱を次のように定める。

平成26年2月27日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

大和高田市教職員等の私有自動車等の公務使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、教職員等が特にやむを得ない事情により私有自動車等を公務に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等 次に掲げるものをいう。

ア 市の職員であって、大和高田市立小学校、中学校及び高等学校に勤務する教員(講師を含む)、校務員、補助員及び学校栄養士

イ 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により奈良県が給料その他の給与を負担する教職員であって、大和高田市立小学校、中学校及び高等学校に勤務するもの

(2) 私有自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち、教職員等(次のアからウまでに定める者を含む。次項において同じ。)が所有するものをいう。

ア 教職員等の配偶者

イ 教職員等の同居の親族

ウ 教職員等の親族で、車両公務使用承諾書(様式第1号)を旅行命令権者に提出したもの

2 前項第2号の教職員等が所有するものには、教職員等が割賦販売法(昭和36年法律第159号)による割賦等で購入し、教職員等の所有権が留保されているものを含むものとする。

(私有自動車等の登録等)

第3条 私有自動車等を公務に使用しようとする教職員等は、あらかじめ、当該私有自動車等について私有自動車等登録申請書(様式第2号)を旅行命令権者に提出し、その登録を受けなければならない。登録事項に変更が生じたときも同様とする。

2 旅行命令権者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、私有自動車等の公務使用を認めるときは、当該私有自動車等を台帳に登録するものとする。

3 旅行命令権者は、第1項の規定による登録の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

(1) 私有自動車等について自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第5条の規定による自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険」という。)の契約並びに対人賠償額無制限及び対物賠償額1,000万円以上の自動車任意保険又は自動車任意共済(以下「任意保険」という。)の契約が締結されていないとき。

(2) 交通事故を起こし、又は交通法規に違反して刑罰又は運転免許停止若しくは運転免許取消しの行政処分を受けてから1年を経過していないとき。

4 旅行命令権者は、私有自動車等が前項第1号に該当することとなったとき、又は教職員等が同項第2号に該当することとなったときは、当該登録を取り消すものとする。

(私有自動車等の公務使用の承認)

第4条 前条第2項の規定による登録を受けた教職員等は、私有自動車等を自ら運転し、旅行を行うときは、旅行併用私有自動車等使用承認簿(様式第3号)を事前に旅行命令権者に提出しなければならない。

2 旅行命令権者は、前項の規定による提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に

限り、私有自動車等の公務使用を承認するものとする。

(1) 直行・直帰旅行(居住地から直ちに目的地に行き、目的地から直ちに居住地に帰着する旅行をいう。)を行う場合で、当該旅行に公共交通機関を利用しては、公務の遂行の能率が著しく低下することから、私有自動車等を使用する場合

(2) 障害者で公共交通機関を利用して通勤することが極めて困難であるとして、自動車による通勤の認定を受けた者が、旅行に私有自動車等を使用する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、次の各号のいずれにも該当する場合

ア 使用すべき公用車がないとき。

イ 利用する公共交通機関がないとき又はその利用が困難かつ不便なとき。

ウ 営業車の借上げができないとき。

エ 用務を処理する日時を変更することができないとき。

オ 公務に使用する私有自動車等が通勤のために常時使用しているものであるとき。

カ 幼児、児童及び生徒を同乗させないとき。ただし、緊急の救急業務等でやむを得ないときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、特定の教職員等による運転が常態となる場合又は教職員等の用務が運転用務のみの場合は、私有自動車等の公務使用を認めてはならない。

(旅費の額)

第5条 第2条第1項第1号アに掲げる者が私有自動車等を使用して旅行する場合に支給する旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年条例第13号)の定めるところにより計算した額とする。ただし、車賃は支給しない。

2 同号イに掲げる者が私有自動車等を使用して旅行する場合に支給する旅費の額は、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例(昭和25年奈良県条例第25号)の定めるところにより計算した額とする。

(同乗者の取扱い)

第6条 旅行命令権者は、私有自動車等の公務使用を承認した教職員等と用務内容及び用務先が同じであり、第4条第2項各号のいずれかに該当する場合に限り、他の教職員等の私有自動車等に同乗する教職員等に対して当該他の教職員等の私有自動車等の公務使用を承認することができる。

2 他の教職員等の私有自動車等に同乗する教職員等に支給する旅費の額は、当該教職員等が公用車を利用して旅行するものとみなして計算した額とする。

(損害賠償)

第7条 教職員等が私有自動車等を第4条第2項の規定による承認を受けて公務に使用し、事故により他人に与えた損害の賠償については、当該教職員等が当該私有自動車等に係る自賠責保険及び任意保険により損害を賠償しなければならない。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える部分については市が負担する。

2 教職員等が旅行命令の日程に従った通常の経路を逸脱し、又は中断した場合及び教職員等の故意又は重大な過失による事故により他人に損害を与えたときは、市はこれを賠償する責めを負わない。

3 市が第1項ただし書の規定により損害を賠償した場合において、当該事故において教職員等の故意又は重大な過失のあることが判明したときは、市は当該教職員等に対して求償することができる。

(事故報告)

第8条 私有自動車等の公務使用により事故があったときは、運転者その他同乗の教職員等は、事故の詳細及び当該事故について講じた処置について、旅行命令権者に速やかに報告しなければならない。

(承認を受けていない私有自動車等の公務使用)

第9条 旅行命令権者の承認を受けていない私有自動車等の公務使用による事故については、市はその責めを一切負わないものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、私有自動車等の公務使用に関し必要な事項は、教育委員会
が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(大和高田市立学校県費負担教職員の私有自動車等の公務使用に関する取扱要項の廃止)

2 大和高田市立学校県費負担教職員の私有自動車等の公務使用に関する取扱要項(平成18年12
月11日市長決裁)は、廃止する。

様式第1号(第2条関係)

車両公務使用承諾書

車 両	車両番号	
	種 別	
	車 名	
	年 式	
使用者と所有者の続柄		
所有者 (事故時の連絡先)	住 所 氏 名	
任意保険の加入者 (事故時の連絡先)	住 所 氏 名	

上記車両について、
が公務に使用すること、また、その際事故等が発生した場
合は、上記任意保険を適用することを承諾します。

年 月 日

車両所有者 (住所)
(氏名)

印

任意保険加入者 (住所)
(氏名)

印

様式第2号(第3条関係)

年 月 日
(確認及び決裁欄)

届出の理由に <input checked="" type="checkbox"/> を記入
<input type="checkbox"/> 新規
<input type="checkbox"/> 車両欄の変更
<input type="checkbox"/> 免許証欄の変更
<input type="checkbox"/> 自賠責保険欄の変更
<input type="checkbox"/> 任意保険欄の変更

校長	教頭

私有自動車等登録申請書					
殿				年 月 日	
職名			氏名	印	
公務に使用する私有自動車等の登録について、大和高田市教職員等の私有自動車等の公務使用に関する要綱第3条第1項の規定により、申請します。					
車両	車両番号	種別	車名	年式	所有者の氏名
					(続柄:)
免許証	免許の種類	免許番号	取得年月日		有効期間
			年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日
自賠責 保険	番号	会社名	契約者	保険(共済)期間	
				年 月 日 ~ 年 月 日	
任意保険	番号	会社名	契約者	契 約 額	
				対人	円
				対物	円
	保険(共済)期間			限 定 事 項	
	年 月 日 ~ 年 月 日				
その他					
備考			私有自動車等登録No.		

- 注
- 1 太線内の事項は申請人において記載すること。
 - 2 この申請書は、登録後、登録車台帳として各所属において保管すること。
 - 3 免許証、車検証及び保険証の写しを添付すること。
 - 4 保険の期限切れに注意すること。
 - 5 登録事項に変更が生じた場合は、当該申請書を改めて提出すること。

様式第3号(第4条関係)

旅行伺兼私有自動車等使用承認簿					
所 属					
職 名		氏 名	印		
旅行命令権者印	教頭印	旅行命令年月日		宿泊承認印	私有自動車等使用承認印
		年 月 日		要 泊	
旅行期間	年 月 日() から 年 月 日() まで (泊)				
旅行方法	1. 公共交通機関 (近鉄・JR・奈良交通バス・地下鉄・その他 [)) (駅下車)				
	2. 登録済私有自動車等 (同乗者氏名:)				
	3. 登録済私有自動車等同乗 (運転者氏名:)				
	4. 借上げバス				
	5. 公用車 ()		6. その他 ()		
用 務	用 務 先	用 務 先 住 所	滞 在 時 間	旅行方法 (数字)	途中帰校
1			: から : まで		有
2			: から : まで		有
3			: から : まで		有
<input type="checkbox"/> 直行 ・ <input type="checkbox"/> 直帰 (直行・直帰の場合 <input checked="" type="checkbox"/> を記入)					
復命書					
旅行命令権者印	教頭印	旅費別途支給の場合には有に○ 有			
		<input type="checkbox"/> 直行 ・ <input type="checkbox"/> 直帰 (直行・直帰の場合 <input checked="" type="checkbox"/> を記入)			
用務の概要					

教育委員会訓令第3号

大和高田市立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱を次のように定める。

平成26年3月25日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱

(目的)

第1条 この訓令は、大和高田市立小学校、中学校、高等学校（以下「学校」という。）におけるいじめその他の生徒指導上の諸問題（以下この条において「いじめ等」という。）について、学校が把握した事象、行った指導、支援及びその結果（以下「事象等」という。）を個別の児童生徒ごとに記録する個人別生活カードの運用に関して必要な事項を定めることにより、各学校においていじめ等に関する記録を整備し、又は活用し、学校内における情報共有を図るとともに、いじめ等を早期に発見し、組織的かつ継続的な対応を進めることができる体制を確立することを目的とする。

(記録)

第2条 児童生徒の担任、副担任又は学年担当教員（以下「担任等」という。）は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときその他必要なときは、速やかに個人別生活カード（別記様式）に、学校が把握した事象等を記録するものとする。

(報告等)

第3条 担任等は、前条の規定により記録を行ったときは、速やかにその内容を生徒指導主任等に報告するとともに、記録内容がいじめ又はいじめと疑われる行為に該当する場合は、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に併せて報告するものとする。

2 校長及び教頭は、適宜、個人別生活カードに記載された内容を確認しなければならない。

(保管及び保存等)

第4条 作成した個人別生活カードは、校長の責任において適切に保管しなければならない。

2 個人別生活カードの保存期間は、児童生徒が卒業、退学又は転学した日から3年を経過するまでとし、その後速やかに廃棄するものとする。

(個人情報の取扱い及び開示等)

第5条 個人別生活カードに記録された個人情報の取扱い及び開示等の判断については、大和高田市個人情報保護条例（平成13年条例第27号）の規定によるものとする。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、個人別生活カードの運用に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

個人別生活カード

No.	
-----	--

年	組	番	氏名	
---	---	---	----	--

年月日	把握した事象等	行った指導、支援等	確認欄

教育委員会告示第7号

大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱を次のように定める。
平成26年3月19日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市職員等が自動車通勤し、教育委員会が管理する施設及び駐車場(以下「駐車場」という。)に当該自動車を駐車するときの行政財産の目的外使用許可の手続等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げるものをいう。

- ア 市の職員であって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属するもの(議会の議員及び行政委員を除く。)
- イ 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により奈良県が給料その他の給与を負担する教職員であって、教育委員会が管理する施設に勤務するもの
- ウ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行う当該契約に基づく事業に従事する者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定した者が行う公の施設の管理業務に従事する者
- オ アからエまでに掲げる者のほか、教育委員会が管理する施設に勤務する者

(2) 自動車 職員等が通勤の用に供する車両で、次に掲げるものをいう。

- ア 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第3条に規定する普通自動車

イ 車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のもの
(使用の申請)

第3条 駐車場の使用の許可を受けようとする職員等(以下「申請者」という。)は、あらかじめ駐車場使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用させることが適当と認められるときは、駐車場使用許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、月の初日から末日までを1月とし、自動車1台につき月額3,000円とする。

2 使用料は、毎月末までにその月分を納付するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、実情に応じて教育委員会が定める。

4 第2条第1号アに該当するものについては、使用料を給与又は報酬から控除することができる。

5 使用料は、その使用期間が1月に満たない場合でも、1月分の使用料を納入するものとする。

(使用料の免除)

第6条 第4条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除する。

(1) 病気、研修等の理由により月の初日から末日までの期間の全期間にわたり駐車場を利用しない場合

(2) 週の勤務時間が20時間未満又は雇用期間が1月未満の場合

(3) 教育委員会が別に定める規定により、特にやむを得ない事情により自動車を公務に使用することを認められた場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合

(使用料の返還)

第7条 納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由により駐車場の使用ができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を使用者に返還することができる。

(使用の変更)

第8条 使用者は、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに駐車場使用変更申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用の中止)

第9条 使用者は、駐車場の使用を中止する場合は、駐車場使用中止届(様式第4号)を教育委員会に提出するとともに、駐車場使用許可書を返還しなければならない。

(使用の制限)

第10条 教育委員会は、駐車場を公用、行事等で使用する場合は、使用者による駐車場の使用を制限することができる。

(使用の許可の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 駐車場を公用又は公共の用に使用する必要が生じたとき。

(2) 使用者が駐車場又は駐車中の他の車両を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) 使用者が第2条第1号に規定する要件を失ったとき。

(4) 使用者がこの告示に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があるとき。

2 使用者は、駐車場の使用の許可を取り消されたときは、駐車場使用許可書を返還しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者の通行又は駐車を妨げないこと。
- (2) 駐車場又は駐車中の他の車両を汚損し、又は毀損しないこと。
- (3) 騒音の防止及び安全運転に努めること。
- (4) この告示に違反して駐車しないこと。

(損害賠償)

第13条 使用者は、駐車場を汚損し、又は毀損したときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 教育委員会は、駐車場の設置又は管理に瑕疵があったため他人に損害を与えた場合を除き、駐車場において生じた自動車の事故及び損害について賠償の責めを負わない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

駐車場使用許可申請書

年 月 日

大和高田市教育委員会 様

所属又は団体

職員番号

申請者住所

氏名

印

電話番号

大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり駐車場として行政財産を使用したいので申請します。なお、駐車場の使用に当たっては、同要綱の規定を遵守します。

記

1 使用場所

2 車 種

3 車両番号

4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他(特別に申告する事項があれば記載)

様式第2号(第4条関係)

駐車場使用許可書

年 月 日

様

大和高田市教育委員会

印

大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり駐車場を使用することを許可します。

記

1 所属又は団体

2 職員番号

3 氏 名

- 4 使用場所
- 5 車種
- 6 車両番号
- 7 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 使用料

(注意事項)

- 1 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに駐車場使用変更申請書を提出してください。
- 2 駐車場を公用、行事等で使用する場合は、駐車場の使用を制限する場合があります。
- 3 駐車場の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を与えた場合を除き、駐車場において生じた自動車の事故及び損害については、教育委員会は賠償の責めを負いません。
- 4 駐車場の使用の中止又は許可の取消しがあった場合は、この許可書を返還してください。

様式第3号(第8条関係)

駐車場使用変更申請書

年 月 日

大和高田市教育委員会 様

所属又は団体
 職員番号
 申請者住所
 氏名 印
 電話番号

年 月 日付けで駐車場使用許可を受けましたが、申請内容に変更が生じたので、大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 使用場所
- 2 変更内容
- 3 その他(特別に申告する事項があれば記載)

様式第4号(第9条関係)

駐車場使用中止届

年 月 日

大和高田市教育委員会 様

所属又は団体
 職員番号
 申請者住所
 氏名 印
 電話番号

駐車場の使用を中止したいので、大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 使用場所

- 2 車 種
3 車両番号
4 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
5 使用料

教育委員会告示第8号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成26年3月20日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

- 日時 平成26年3月25日(火)午後3時30分～
場所 大和高田市役所別棟 2階 教育長室
議案 第1号 教職員人事について
第2号 平成26年度大和高田市子ども会指導者連絡協議会 感謝状授与について
第3号 その他

教育委員会告示第9号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成26年3月26日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

- 日時 平成26年3月27日(木)午前11時～
場所 大和高田市役所別棟 2階 教育長室
議案 第1号 市職員人事について
第3号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第7号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年3月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成26年3月31日(月)午前9時
2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 西会議室
3 議案 第1号 平成26年3月31日確定期日における大和高田市農業委員会委員選挙
人名簿について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第5項の規定による選挙権を有する者の総数の2分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月31日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

2分の1の数 1,370人

農業委員会

農業委員会告示第3号

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成26年3月26日

大和高田市農業委員会
会長 高井信安

日時 平成26年4月10日(木)午後3時
場所 大和高田市役所 4階 委員会室
議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第5条規定による申請の件
第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第4号 その他

公営企業

企業管理規程第1号

大和高田市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月6日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市長 吉田誠克

大和高田市水道事業会計規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業会計規程の一部を改正する規程(昭和42年企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 予算(第81条-第86条)」を

「第8章 引当金(第81条)

第9章 予算(第82条-第87条)」に、「第9章」を「第10章」に、「第87条-第90条」を「第88条-第91条」に、「第10章」を「第11章」に、「第91条・第92条」を「第92条・第93条」に改める。

第14条第2項中「別」を「別表第1」に改め、「定める」の次に「ところによる」を加える。

第25条第1項中「別表」の次に「第2」を加える。

第27条第3項中「発行し」を「発行し、」に改める。

第29条第2項中「よって、」を「よって」に改める。

第34条第1項中「支払通知書」を「支払済通知書」に改める。

第39条中「として、」を「として」に改める。

第50条中「先入先出法」を「先入先出法」に改める。

第54条第1項中「これを売却」を「これを売却」に改める。

第60条第2項中「場合に」の次に「ついて」を加える。

第62条中「速やかに」を「速やかに」に改める。

第63条第1号中「土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、建設仮勘定並びに耐用年数1年以上で、かつ、取得価格10万円以上の工具、器具及び備品をいう。」を削り、同号に次のように加える。

- ア 土地
- イ 建物及び附属設備
- ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
- エ 機械及び装置並びにその他の附属設備
- オ 自動車その他の陸上運搬具
- カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）
- キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）
- ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
- ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

第63条第2号中「水利権、借地権、地上権、特許権及び施設利用権で有償で取得したものをいう。」を削り、同号に次のように加える。

- ア 水利権
- イ 借地権
- ウ 地上権
- エ 特許権
- オ 施設利用権
- カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）
- キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

第63条第3号中「投資有価証券、長期貸付金及び基金をいう。」を「その他の資産」に改め、同号に次のように加える。

- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金
- オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第65条第1項中「第26条」を「第25条」に改め、同条第2項中「書類に」を「文書に」に改める。

第66条第1項中「書類」を「文書」に改め、同条第2項中「書類に」を「文書に」に改める。

第67条第1項中「書類」を「文書」に改め、同条第2項中「書類に」を「文書に」に改める。

第68条第1項中「書類」を「文書」に改め、同条第2項中「書類に」を「文書に」に改める。

第69条第1項中「前条の工事が竣工したときは、水道工務課長は」を「水道工務課長は、前条の工事が竣工したときは」に改める。

第70条第1項中「固定資産を取得した場合は、水道総務課長は」を「水道総務課長は、固定資産を取得した場合は」に改める。

第71条第1項中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第74条第1項中「書類」を「文書」に改める。

第79条中「第8条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第80条中「第8条第3項」を「第15条第3項」に改める。
 第92条を第93条とし、第91条を第92条とする。
 第10章を第11章とする。
 第90条第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第9章中第90条を第91条とし、第89条を第90条とする。
 第88条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第88条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第88条を第89条とし、第87条を第88条とする。

第9章を第10章とする。

第86条第1項中「管理者は」を「管理者は、」に改め、第8章中同条を第87条とする。

第85条第1項中「地方公営企業法」の次に「(昭和27年法律第292号)」を加え、「管理者は」を「管理者は、」に改め、同条を第86条とし、第84条を第85条とし、第83条を第84条とする。

第82条に後段として次のように加える。

なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第82条を第83条とし、第81条を第82条とする。

第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第81条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第14条関係）

勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
水道事業 収益	営業収益	給水収益	水道料金	主たる営業活動から生ずる収益 水道料金
		その他の営業収益	手数料 分担金 他会計負担金 雑収益	給水装置の新設に係る設計審査、 竣工検査手数料及び証明手数料等 給水装置の新設等に係る加入金 上記以外の営業収益 金融及び販売活動に伴う収益その
	営業外収益			

		受取利息及び配当金	預金利息 貸付金利息	他主たる営業活動以外から生ずる収益 普通預金・定期預金等の利子 長期貸付金・短期貸付金等の利子
		消費税及び地方消費税還付金	消費税及び地方消費税還付金	
		雑収益	不用品売却益 その他雑収益	不用品の売却収益
		他会計補助金	他会計補助金	収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
	特別利益	長期前受金戻入	長期前受金戻入	地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「則」という。)第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの 当年度の経常的収益から除外すべき利益
		特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの

費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
水道事業費用	営業費用	配水費	報酬 給料 職員手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 旅費	主たる営業活動から生ずる費用 配水池、その他配水に係る設備の維持及び作業に要する費用 臨時職員又は嘱託員等に対する報酬 職員の本給 職員の扶養、期末、勤勉、超過勤務及び特殊作業等の諸手当 賞与引当金として計上するための繰入額 事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等 旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費

				賃金 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 賃借料 修繕料 委託料 路面復旧費 動力費 薬品費 受水費 材料費 補償費 広告料 食糧費 交際費 報償費 厚生費 負担金 研修費 保険料 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 給水費 報酬 給料 職員手当 法定福利費 旅費 賃金 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費	臨時雇用及び人夫の賃金 被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費 事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費等 工事用、自動車用燃料費 ガス料金、下水道料金等 文書、函面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費 はがき、郵便切手、電信電話料等 水質検査手数料等 借地料、電子複写器等借上料 有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負、修理等の費用 設備の維持管理等の委託に要する費用 機械装置等の運転に必要な電力料等 他団体から供給を受ける受水に要する費用 有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費 補償費、賠償金、見舞金等 広告、宣伝に要する費用 報償金、奨励金等 水質検査組合等の負担金 修繕引当金として計上するための繰入額 特別修繕引当金として計上するための繰入額 給水装置に附属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用
--	--	--	--	---	--

			通信運搬費 手数料 賃借料 修繕料 委託料 路面復旧費 動力費 薬品費 受水費 材料費 補償費 広告料 食糧費 交際費 報償費 厚生費 負担金 研修費 保険料 その他引当金 繰入額 賞与引当金繰入額 総係費	事業活動の全般に関連する費用並びに料金の調定、集金及び検針その他の業務に要する費用
			報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 賃金 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 賃借料 修繕料 委託料 路面復旧費 動力費 薬品費 受水費 材料費 補償費 広告料 食糧費	

			交際費 報償費 厚生費 負担金 研修費 保険料 賞与引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 退職給付引当金繰入額 雑費	報償金、奨励金等 貸倒引当金として計上するための繰入額 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 則第13条、第15条又は第16条の規定による償却額
		減価償却費	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満のものを除く。）の償却額 リース資産等の減価償却費
		資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
		その他営業費用	たな卸資産減耗費	たな卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損 上記以外の営業費用
	営業外費用	支払利息及び企業債取扱い諸費	消火栓工事費	金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
			企業債利息 借入金利息	企業債に対する利息 他会計借入金、一時借入金等に対する利息

		公課費	公課費	
		消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	
		雑支出	雑支出	上記以外の営業外費用
	特別損失	特別損失		当年度の経常費用から除外すべき損失
			過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
			固定資産売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
			減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
			その他特別損失	貸倒引当金繰入額等
	予備費	予備費	予備費	

資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定資産	有形固定資産			土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設、未稼働施設を含む。）
		土地	その他土地	事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）及び測量費の合計額

			施設用地	本庁舎用地等や配水場施設等のために用いる土地
		建物	施設用建物	事務所、作業場、倉庫、車庫のほか、その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替え、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。
			その他建物	本庁舎等もっぱら事務所の用に供されている建物や配水等の作業施設の用に供されている建物
		建物減価償却累計額		
			建築物	貯水池、浄水池、トンネルその他土地に定着する土木施設又は工作物
			原水及び浄水設備	取水設備から沈でん、濾過を経て浄水を終わるまでの作業用設備
			配水及び給水設備	浄水の送配給水設備
		構築物減価償却累計額	その他構築物	
			機械及び装置	機械、装置及びコンベア等の運搬設備並びにこれらの附属品
			電気設備	電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）
			ポンプ設備	ポンプ及びこれに直結し、分離しがたい電動機等の電気設備
			塩素減菌設備	塩素投入装置等塩素減菌のための設備
			量水器	直接需要者の用に供している量水用計器
			その他機械装置	
		機械及び装置減価償却累計額		
			車両運搬具	自動車、その他の陸上運搬具
			車両運搬具	
		車両運搬具減価償却累計額		

			車両運搬具減価償却累計額	
		工具、器具及び備品	工具、器具及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、タイプライター、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価格が10万円以上のもの
		工具、器具及び備品減価償却累計額	工具、器具及び備品減価償却累計額	
		建設仮勘定	建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）
		リース資産	リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		リース資産減価償却累計額	リース資産減価償却累計額	
	無形固定資産			有償取得した水利権、借地権、地上権、施設利用権
		電話加入権	電話加入権	
		リース資産	リース資産	無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	投資その他の資産			
		投資有価証券	投資有価証券	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
		出資金	出資金	
		貸倒引当金	貸倒引当金	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
流動資産				

	現金預金	現金	小払資金	現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金証書等
		預金	普通預金 当座預金 通知預金 定期預金	貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
	未収金	営業未収金		営業活動に係る収益の未収入額
		営業外未収金	未収給水収益	水道料金の未収額 営業活動によらない未収入額
			未収消費税及び地方消費税	
		その他未収金	還付金 その他未収金	固定資産売却代金等上記以外の未収金
	有価証券	有価証券	有価証券	一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
	貯蔵品	原材料		いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
			その他材料 量水器	金属材料、木材等 貯蔵中の量水器
		消耗品	消耗物品	耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の工具及び文具、用紙等の事務用品等
	前払費用	前払費用		前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されてい

	前払金	前払金	前払費用	ない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの 物品等の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
	その他流動資産	前払消費税及び地方消費税	前払金	
		保管有価証券	前払消費税及び地方消費税	
		仮払消費税及び地方消費税	保管有価証券	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
		特定収入仮払消費税及び地方消費税	仮払消費税及び地方消費税	
	短期貸付金	他会計貸付金	特定収入仮払消費税及び地方消費税	当該特定収入で賄った課税支出について控除対象とならない消費税及び地方消費税
	貸倒引当金	貸倒引当金	他会計貸付金	貸付金で返済期日が貸借対照表日から起算して1年以内のもの 他会計に対する短期貸付金 未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの

負債勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定負債				

流動負債	企業債	企業債	企業債	建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）	
	他会計借入金	他会計借入金	他会計借入金	建設改良等の財源に充てるため他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）	
	引当金	退職給与引当金	退職給与引当金	退職給与引当金	将来生じることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込みのものを除く。）
		退職給付引当金	退職給付引当金	退職給付引当金	
		修繕引当金	修繕引当金	修繕引当金	
		特別修繕引当金	特別修繕引当金	特別修繕引当金	
	リース債務	リース債務	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）	
	一時借入金	一時借入金	一時借入金	貸借対照表日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金	

	未払金	営業未払金	一時借入金	営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
		営業外未払金	営業未払金	
		その他未払金	未払消費税及び地方消費税	固定資産購入代金の未払額等上記以外の未払金
	未払費用	未払費用	その他未払金	未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額
	その他流動負債		未払費用	
		預り金		預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
			保証金	
			下水道預り金	
			その他預り金	
		仮受消費税及び地方消費税		
			仮受消費税及び地方消費税	
	企業債	企業債	企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
	リース債務	リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務

	引当金		リース債務	
		退職給付引当金		将来生じることが予想される職員に対する退職手当の支払いに充てるための引当額のうち1年以内に使用される見込みのもの
			退職給付引当金	
		賞与引当金	賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積り計上する引当金
		修繕引当金	修繕引当金	企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金	特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち、1年以内に使用される見込みのもの
繰延収益	長期前受金	長期前受金	長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額等
	長期前受金収益 化累計額			
		長期前受金収益		

		化累計額		長期前受金収益 化累計額	
資本勘定					
款	項	目	節	(科目区分の説明)	
資本金	資本金	資本金		企業開始時(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用時)における引継資本金の額	
			資本金	企業開始時の引継資本金	
			組入資本金	企業開始後の利益を源泉とするもの	
			繰入資本金	企業開始後の追加出資によるもの	
剰余金	資本剰余金	受贈財産評価額		寄附その他受贈財産の評価額	
			受贈財産評価額		
		工事負担金			
			工事負担金	建設又は改良工事に充てた工事負担金	
		その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金	
			その他資本剰余金		
		補助金			
			補助金	建設又は改良工事に関する国又は県からの補助金	
	利益剰余金				

	当年度未処分利益剰余金	当年度未処分利益剰余金	当年度末における繰越利益剰余金又は繰越欠損金の額に当年度の純利益又は純損失の金額を加減した額
	減債積立金	減債積立金	企業債の償還に充てるために積み立てた額
	建設改良積立金	建設改良積立金	建設又は改良のために積み立てた額
	経営安定化積立金	経営安定化積立金	経営安定化のために積み立てた額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の大和高田市水道事業会計規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

企業管理規程第2号

大和高田市水道事業行政財産使用料規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月19日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市水道事業行政財産使用料規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業行政財産使用料規程（平成14年企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(使用料の額)

第4条 使用料の額は、大和高田市行政財産使用料条例（平成26年条例第3号）第2条（第4項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料の額とする。

3 管理者は、当該行政財産の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の経費について別に徴収することができる。

第8条を第9条とする。

第7条第1号中「における、公用又は公共用に供する使用である」を「若しくは公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」に改め、同条第2号中「その他の」を「その他」に、「の短期間の使用である」を「短期間使用させる」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前各号に定めるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(職員等の駐車のための使用料の額)

第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職員等が通勤のため水道事業の用に供する行政財産を駐車場として使用する場合の使用料の額は、月額とし、その使用料の額及び納付の方法については管理者が別に定める。

別表を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

企業管理規程第3号

大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程を次のように定める。

平成26年3月19日

大和高田市水道管理事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大和高田市職員等が自動車で通勤し、水道事業の用に供する施設及び駐車場(以下「駐車場」という。)に当該自動車を駐車するときの行政財産の目的外使用許可の手続等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 市の職員であって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属するもの(議会の議員及び行政委員を除く。)

イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行う当該契約に基づく事業に従事する者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、水道事業の用に供する施設に勤務する者

(2) 自動車 職員等が通勤の用に供する車両で、次に掲げるものをいう。

ア 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第3条に規定する普通自動車

イ 車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のもの

(使用の申請)

第3条 駐車場の使用の許可を受けようとする職員等(以下「申請者」という。)は、あらかじめ駐車場使用許可申請書(様式第1号)を水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用させることが適当と認められるときは、駐車場使用許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、月の初日から末日までを1月とし、自動車1台につき月額3,000円とする。

2 使用料は、毎月末までにその月分を納付するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、実情に応じて管理者が定める。

4 第2条第1号アに該当するものについては、使用料を給与又は報酬から控除することができる。

5 使用料は、その使用期間が1月に満たない場合でも、1月分の使用料を納入するものとする。

(使用料の免除)

第6条 第4条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除する。

(1) 病気、研修等の理由により月の初日から末日までの期間の全期間にわたり駐車場を利用しない場合

(2) 週の勤務時間が20時間未満又は雇用期間が1月未満の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める場合

(使用料の返還)

第7条 納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由により駐車場の使用ができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を使用者に返還することができる。

(使用の変更)

第8条 使用者は、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに駐車場使用変更申請書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(使用の中止)

第9条 使用者は、駐車場の使用を中止する場合は、駐車場使用中止届(様式第4号)を管理者に提出するとともに、駐車場使用許可書を返還しなければならない。

(使用の制限)

第10条 管理者は、駐車場を公用、行事等で使用する場合は、使用者による駐車場の使用を制限することができる。

(使用の許可の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 駐車場を公用又は公共の用に使用する必要が生じたとき。

(2) 使用者が駐車場又は駐車中の他の車両を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) 使用者が第2条第1号に規定する要件を失ったとき。

(4) 使用者がこの規程に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があるとき。

2 使用者は、駐車場の使用の許可を取り消されたときは、駐車場使用許可書を返還しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他の利用者の通行又は駐車を妨げないこと。

(2) 駐車場又は駐車中の他の車両を汚損し、又は毀損しないこと。

(3) 騒音の防止及び安全運転に努めること。

(4) この規程に違反して駐車しないこと。

(損害賠償)

第13条 使用者は、駐車場を汚損し、又は毀損したときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。

らない。

(免責)

第14条 管理者は、駐車場の設置又は管理に瑕疵があったため他人に損害を与えた場合を除き、駐車場において生じた自動車の事故及び損害について賠償の責めを負わない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

駐車場使用許可申請書

年 月 日

大和高田市水道事業管理者 様

所属又は団体

職員番号

申請者住所

氏名

印

電話番号

大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程第3条の規定に基づき、下記のとおり駐車場として行政財産を使用したいので申請します。なお、駐車場の使用に当たっては、同規程の規定を遵守します。

記

1 使用場所

2 車 種

3 車両番号

4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他(特別に申告する事項があれば記載)

様式第2号(第4条関係)

駐車場使用許可書

年 月 日

様

大和高田市水道事業管理者

印

大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程第4条の規定に基づき、下記のとおり駐車場を使用することを許可します。

記

1 所属又は団体

2 職員番号

3 氏 名

4 使用場所

5 車 種

6 車両番号

7 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

8 使 用 料

(注意事項)

1 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに駐車場使用変更申請書を提出してください。

- 2 駐車を公用、行事等で使用する場合は、駐車の使用を制限する場合があります。
- 3 駐車の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を与えた場合を除き、駐車において生じた自動車の事故及び損害については、水道事業管理者は賠償の責めを負いません。
- 4 駐車の使用の中止又は許可の取消しがあった場合は、この許可書を返還してください。

様式第3号(第8条関係)

駐車場使用変更申請書

年 月 日

大和高田市水道事業管理者 様

所属又は団体
 職員番号
 申請者住所
 氏名 印
 電話番号

年 月 日付けで駐車場使用許可を受けましたが、申請内容に変更が生じたので、大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程第8条の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 使用場所
- 2 変更内容
- 3 その他(特別に申告する事項があれば記載)

様式第4号(第9条関係)

駐車場使用中止届

年 月 日

大和高田市水道事業管理者 様

所属又は団体
 職員番号
 申請者住所
 氏名 印
 電話番号

駐車の使用を中止したいので、大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 使用場所
- 2 車種
- 3 車両番号
- 4 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 使用料

水道事業告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第

1項の規定により告示します。

平成26年4月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 受託者の氏名

- ・中村 京子
- ・阪本 友子
- ・佐藤 薫
- ・増田 善昭
- ・狩野 俊信
- ・久保 洋一
- ・日浦 るり子
- ・弁護士法人 館野法律事務所

2. 委任期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで